

添付表1 新規制基準への適合性確認のための竣工認申請を計画している施設の一覧  
(本計画に該するものについては、今後の検討に応じて変更される可能性がある)

施設区分	場所	許可における施設名 <sup>1)</sup>					施工認認申請状況 <sup>2)</sup>	
		本体	附属設備・その他構成機器	本体	附属設備・その他構成機器	員数		
化学処理施設	第2加工棟 第2ダグラム・回収室 第1区域	粉碎装置	粉碎装置	粉碎装置	粉碎装置	1	1001 (既設台、新設台)	変更なし (変更なし)
		汎用フード	汎用フード	汎用フード	汎用フード	1	1002 (既設台、新設台)	変更なし (変更なし)
		液化炉	液化炉	液化炉	液化炉	1	1003 (既設台、新設台)	変更なし (変更なし)
		粉未離機	粉未離機	粉未離機	粉未離機	1	1004 (既設台、新設台)	変更なし (変更なし)
		リフタ(1.-4)	コンベヤ	コンベヤ	コンベヤ*回区域(2台、第2-3階 粉未缶用台車	3*	1005A1(1)-0005A1(3) 116 <sup>3)</sup> (1)-1006(11)	変更なし (変更なし)
		粉未缶用台車	粉未缶用台車	粉未缶用台車	粉未缶用台車	1	1031 (既設台、新設台)	○
		粉碎装置	粉碎装置	粉碎装置	粉碎装置	1	1032 (既設台、新設台)	○
	粉化炉 ダグラム・貯蔵室A 第2荷重棟	粉未離機	粉未離機	粉未離機	粉未離機	1	1033 (既設台、新設台)	○
		粉未輸送容器(内容器含む)	粉未輸送容器(内容器含む)	粉未輸送容器(内容器含む)	粉未輸送容器(内容器含む)	1	5001 (既設台、新設台)	○
		天然ガス用粉未輸送容器 <sup>4)</sup>	天然ガス用粉未輸送容器 <sup>4)</sup>	-	-	-	-	○
		集合体碎送容器(内筒内径含む) <sup>5)</sup>	集合体碎送容器(内筒内径含む) <sup>5)</sup>	-	-	-	-	○
		クラシック粉槽容器(クラシック粉専用缶含む) <sup>7)</sup>	クラシック粉槽容器(クラシック粉専用缶含む) <sup>7)</sup>	クラシック粉槽容器(クラシック粉専用缶含む) <sup>7)</sup>	クラシック粉槽容器(クラシック粉専用缶含む) <sup>7)</sup>	1	5002 1式	○
		クリーン	クリーン	クリーン	クリーン	1	5003 1式	○
		粉送コンベヤ	粉送コンベヤ	粉送コンベヤ	粉送コンベヤ	1	5004 1式	○
貯蔵施設	第2粉蔵棟 D搬送路 第2加工棟 第2荷重棟	リフタ	リフタ	リフタ	リフタ	1	5005 1式	○
		容器貯蔵コンベヤ	容器貯蔵コンベヤ	容器貯蔵コンベヤ	容器貯蔵コンベヤ	1	5011 1式	○
		ドラムーサ	ドラムーサ	ドラムーサ	ドラムーサ	1	5011A1 1式	○
		搬送コンベヤ	搬送コンベヤ	搬送コンベヤ	搬送コンベヤ	1	5012 1式	○
		搬送コンベヤ	搬送コンベヤ	搬送コンベヤ	搬送コンベヤ	1	5021 1式	○
		リフタ	リフタ	リフタ	リフタ	1	5022 1式	○
		搬送コンベヤ	搬送コンベヤ	搬送コンベヤ	搬送コンベヤ	1	50101 1式	○
		クリーン	クリーン	クリーン	クリーン	1	5102 1式	○
		リフタ(0.-6)	リフタ(0.-6)	リフタ(0.-6)	リフタ(0.-6)	1	5103 1式	○
		コンベヤ	コンベヤ	コンベヤ	コンベヤ	1	5103A1 1式	○
第2搬送路	第2加工棟 第2-3階粉蔵品保管場	搬送用スコップ	搬送用スコップ	搬送用スコップ	搬送用スコップ	1	5103A2 1式	○
		搬送ロープ	搬送ロープ	搬送ロープ	搬送ロープ	1	5110 1式	○
		リフタ	リフタ	リフタ	リフタ	1	5022 1式	○
		搬送コンベヤ	搬送コンベヤ	搬送コンベヤ	搬送コンベヤ	1	5101 1式	○
		クリーン	クリーン	クリーン	クリーン	1	5102 1式	○
		リフタ	リフタ	リフタ	リフタ	1	5103 1式	○
		コンベヤ	コンベヤ	コンベヤ	コンベヤ	1	5103A 1式	○
		搬送用スコップ	搬送用スコップ	搬送用スコップ	搬送用スコップ	1	5103A1 1式	○
第2加工棟	第2酸化ウラン貯蔵場 第2-3階粉蔵品保管場 酸化ウラン貯蔵場	第2酸化ウラン貯蔵場 <sup>8)</sup>	第2酸化ウラン貯蔵場 <sup>8)</sup>	第2酸化ウラン貯蔵場 <sup>8)</sup>	第2酸化ウラン貯蔵場 <sup>8)</sup>	1	5104A1 1式	○
		第2-1階粉蔵品保管場	第2-1階粉蔵品保管場	第2-1階粉蔵品保管場	第2-1階粉蔵品保管場	1	5411 1式	○
		第2-3階粉蔵品保管場	第2-3階粉蔵品保管場	第2-3階粉蔵品保管場	第2-3階粉蔵品保管場	1	5412 1式	○
		人出庫ハンドアコニベヤ	人出庫ハンドアコニベヤ	人出庫ハンドアコニベヤ	人出庫ハンドアコニベヤ	1	5104 1式	○
		自動搬出入装置	自動搬出入装置	自動搬出入装置	自動搬出入装置	1	5104A1 1式	○
		トライバー	トライバー	トライバー	トライバー	1	5104A2 1式	○
		防水パッケージ	防水パッケージ	防水パッケージ	防水パッケージ	1	5104A3 1式	○
		粉末缶	粉末缶	粉末缶	粉末缶	1	5104A5 1式	○
		ペレット缶	ペレット缶	ペレット缶	ペレット缶	1	5104A6 1式	○
		人出庫原動ローラーコンベヤ	人出庫原動ローラーコンベヤ	人出庫原動ローラーコンベヤ	人出庫原動ローラーコンベヤ	1	5201 1式	○
		B型酸化ウラン保管棚	B型酸化ウラン保管棚	B型酸化ウラン保管棚	B型酸化ウラン保管棚	1	5202 1式	○
		フリードローコンベヤ	フリードローコンベヤ	フリードローコンベヤ	フリードローコンベヤ	2	5202A1(1)、5202A1(2) 台車	○
		粉末移行ポンプ	粉末移行ポンプ	粉末移行ポンプ	粉末移行ポンプ	1	5203 1式	○
		台車	台車	台車	台車	1	5203A1 1式	○
第2加工棟	B型酸化ウラン保管棚	△型酸化ウラン保管棚	△型酸化ウラン保管棚	C型酸化ウラン保管棚	C型酸化ウラン保管棚	1	5206 1式	○
		△型酸化ウラン保管棚	△型酸化ウラン保管棚	△型酸化ウラン保管棚	△型酸化ウラン保管棚	1	5301A1 1式	○
		C型酸化ウラン保管棚	C型酸化ウラン保管棚	C型酸化ウラン保管棚	C型酸化ウラン保管棚	1	5302A1 1式	○
	第2加工棟	ボート保管棚	ボート保管棚	ボート保管棚	ボート保管棚	1	5302A1 1式	○
		遮蔽用鉄板	遮蔽用鉄板	遮蔽用鉄板	遮蔽用鉄板	1	5302A1 1式	○
		遮蔽用鐵板 <sup>5)</sup>	遮蔽用鐵板 <sup>5)</sup>	遮蔽用鐵板 <sup>5)</sup>	遮蔽用鐵板 <sup>5)</sup>	1	5302A1 1式	○

添付表1 新規制基準への適合性確認のための竣工認証申請をしてある施設の一覧  
(本計畫に記載してある場合は、今後の検討に応じて変更される可能性がある)

施設区分	場所	許可における施設名 <sup>1)</sup>	設工認に応ける施設名			員数	施設管理番号 <sup>2)</sup>	変更区分 <sup>3)</sup>	設工認申請状況				
			本体	附属設備・その他構成機器	本体				第1次	第2次	第3次	第4次	第5次
貯蔵施設	第2加工棟	第一保管庫	第一保管庫	第一保管庫	第一保管庫	1	5303	変更なし	○	○	○	○	○
		C型酸化チタン保管庫	C型酸化チタン保管庫	C型酸化チタン保管庫	C型酸化チタン保管庫	1	5303A1	変更なし	○	○	○	○	○
		B型ヘリット貯蔵庫	B型ヘリット貯蔵庫	B型ヘリット貯蔵庫	B型ヘリット貯蔵庫	2	5305(1), 5303(2)	新設	○	○	○	○	○
		C型ヘリット貯蔵庫	C型ヘリット貯蔵庫	C型ヘリット貯蔵庫	C型ヘリット貯蔵庫	1	5306	新設	○	○	○	○	○
		自動搬出装置	自動搬出装置	自動搬出装置	自動搬出装置	1	5306A1	変更なし	○	○	○	○	○
		燃料棒保管庫	燃料棒保管庫	燃料棒保管庫	燃料棒保管庫	1	5306A2	変更なし	○	○	○	○	○
		C型酸化チタン保管庫	C型酸化チタン保管庫	C型酸化チタン保管庫	C型酸化チタン保管庫	2	5307(1), 5307(2)	新設	○	○	○	○	○
		第一加工作業場	第一加工作業場	第一加工作業場	第一加工作業場	4	5308(1)~5308(4)	変更なし	○	○	○	○	○
	第2加工棟	燃料棒貯蔵庫	燃料棒貯蔵庫	燃料棒貯蔵庫	燃料棒貯蔵庫	3	5401(1)~5401(3)	改造 <sup>4)</sup>	○	○	○	○	○
		集合体貯蔵庫	集合体貯蔵庫	集合体貯蔵庫	集合体貯蔵庫	1	5401A1	変更なし	○	○	○	○	○
		集合体輸送装置	集合体輸送装置	集合体輸送装置	集合体輸送装置	1	5401A2	変更なし	○	○	○	○	○
		搬送コンベヤII	搬送コンベヤII	搬送コンベヤII	搬送コンベヤII	1	5402	改造	○	○	○	○	○
		搬送コンベヤIII	搬送コンベヤIII	搬送コンベヤIII	搬送コンベヤIII	1	5403	改造	○	○	○	○	○
		クレーンII	クレーンII	クレーンII	クレーンII	1	5403A1	変更なし	○	○	○	○	○
		燃料棒搬出用レール	燃料棒搬出用レール	燃料棒搬出用レール	燃料棒搬出用レール	1	5404	改造	○	○	○	○	○
	第2加工棟	集合体輸送容器(内容器含む)	集合体輸送容器(内容器含む)	集合体輸送容器(内容器含む)	集合体輸送容器(内容器含む)	1	5407	改造 <sup>4)</sup>	○	○	○	○	○
		粉末輸送容器	粉末輸送容器	粉末輸送容器	粉末輸送容器	1	5407A1	変更なし	○	○	○	○	○
		リフタ	リフタ	リフタ	リフタ	1	5413	改造	○	○	○	○	○
		搬送架子	搬送架子	搬送架子	搬送架子	1	5413A1	改造	○	○	○	○	○
	第2加工棟	集合体輸送容器(内容器含む)	集合体輸送容器(内容器含む)	集合体輸送容器(内容器含む)	集合体輸送容器(内容器含む)	1	5501	変更なし	○	○	○	○	○
		第1加工棟	第1加工棟	第1加工棟	第1加工棟	1	5502	改造	○	○	○	○	○
		第1加工棟	第1加工棟	第1加工棟	第1加工棟	1	6001	改造	○	○	○	○	○
		第1加工棟	第1加工棟	第1加工棟	第1加工棟	1	6002	変更なし	○	○	○	○	○
		第1加工棟	第1加工棟	第1加工棟	第1加工棟	1	6003	変更なし	○	○	○	○	○
		高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	1	6004	変更なし	○	○	○	○	○
		排気ダクト	排気ダクト	排気ダクト	排気ダクト	1	6005	変更なし	○	○	○	○	○
		排氣用送風機	排氣用送風機	排氣用送風機	排氣用送風機	1	6006	変更なし	○	○	○	○	○
		第1加工棟	第1加工棟	第1加工棟	第1加工棟	1	6015	変更なし	○	○	○	○	○
		第1加工棟	第1加工棟	第1加工棟	第1加工棟	1	6016	変更なし	○	○	○	○	○
		高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	1	6017	変更なし	○	○	○	○	○
		排氣用送風機	排氣用送風機	排氣用送風機	排氣用送風機	1	6007	変更なし	○	○	○	○	○
		第1加工棟	第1加工棟	第1加工棟	第1加工棟	1	6008	変更なし	○	○	○	○	○
		第1加工棟	第1加工棟	第1加工棟	第1加工棟	1	6009	変更なし	○	○	○	○	○
		高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	1	6010	変更なし	○	○	○	○	○
		排氣用送風機	排氣用送風機	排氣用送風機	排氣用送風機	1	6011	変更なし	○	○	○	○	○
		第1加工棟	第1加工棟	第1加工棟	第1加工棟	1	6012	変更なし	○	○	○	○	○
		第1加工棟	第1加工棟	第1加工棟	第1加工棟	1	6013	変更なし	○	○	○	○	○
		排氣ダクト	排氣ダクト	排氣ダクト	排氣ダクト	1	6014	変更なし	○	○	○	○	○
		第5非気系排気ダクト	第5非気系排気ダクト	第5非気系排気ダクト	第5非気系排気ダクト	1	6018	変更なし	○	○	○	○	○
		第6非気系排気ダクト	第6非気系排気ダクト	第6非気系排気ダクト	第6非気系排気ダクト	1	6019	変更なし	○	○	○	○	○
		第7非気系排気ダクト	第7非気系排気ダクト	第7非気系排気ダクト	第7非気系排気ダクト	1	6020	変更なし	○	○	○	○	○
		第8非気系排気ダクト	第8非気系排気ダクト	第8非気系排気ダクト	第8非気系排気ダクト	1	6020A1	変更なし	○	○	○	○	○
		第1加工棟の第1種管理区域各部屋	第1加工棟の第1種管理区域各部屋	第1加工棟の第1種管理区域各部屋	第1加工棟の第1種管理区域各部屋	1	6105	変更なし	○	○	○	○	○



添付表1 新規制基準への適合確認のための竣工認証申請を計画している施設の一覧  
(本計畫に記載しておらず、今後の検討において變更される可能性がある)

施設区分	場所	許可における施設名 <sup>1)</sup>	竣工認証における施設名 <sup>1)</sup>		施工認証に付ける施設名 <sup>1)</sup>	施工認証に付ける施設名 <sup>1)</sup>	施工認証申請状況						
			本体	附属設備・その他構成機器			員数	施設管理番号 <sup>2)</sup>	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次
放射性廃棄物の廃棄施設(気体)	第2加工棟の第1種 管理区域各部屋	氣体発生設備 排氣ダクト	本体	附屬設備・その他構成機器 氣体発生設備	第18排氣系排氣ダクト	1式	6310	改造	○	○	○	○	○
					第19排氣系排氣ダクト	1式	6311	改造	○	○	○	○	○
					第21排氣系排氣ダクト	1式	6312	改造	○	○	○	○	○
					第22排氣系排氣ダクト	1式	6313	改造	○	○	○	○	○
					第23排氣系排氣ダクト	1式	6314	改造	○	○	○	○	○
					第24排氣系排氣ダクト	1式	6315	改造	○	○	○	○	○
					第25排氣系排氣ダクト	1式	6316	改造	○	○	○	○	○
					第26排氣系排氣ダクト	1式	6317	改造	○	○	○	○	○
					第27排氣系排氣ダクト	1式	6318	改造	○	○	○	○	○
					第18排氣系排氣ダクト	1式	6319	改造	○	○	○	○	○
					第20排氣系排氣ダクト	1式	6320	(変更なし)	○	○	○	○	○
					第21排氣系排氣ダクト	1式	6321	(変更なし)	○	○	○	○	○
					第22排氣系排氣ダクト	1式	6322	(変更なし)	○	○	○	○	○
					第23排氣系排氣ダクト	1式	6323	(変更なし)	○	○	○	○	○
					第24排氣系排氣ダクト	1式	6324	(変更なし)	○	○	○	○	○
					第25排氣系排氣ダクト	1式	6325	(変更なし)	○	○	○	○	○
					第26排氣系排氣ダクト	1式	6326	(変更なし)	○	○	○	○	○
					第27排氣系排氣ダクト	1式	6327	(変更なし)	○	○	○	○	○
					第14排氣系 逆流防止ダンバ給氣用	1式	6401	改造	○	○	○	○	○
					第15排氣系 逆流防止ダンバ給氣用	1式	6402	改造	○	○	○	○	○
					第3排氣系 逆流防止ダンバ給氣用	1式	6403	改造	○	○	○	○	○
					第4排氣系 逆流防止ダンバ給氣用	1式	6404	改造	○	○	○	○	○
					第5排氣系 逆流防止ダンバ給氣用	1式	6405	改造	○	○	○	○	○
					第6排氣系 逆流防止ダンバ給氣用	1式	6406	改造	○	○	○	○	○
					第7排氣系 逆流防止ダンバ給氣用	1式	6407	改造	○	○	○	○	○
					第18排氣系 逆流防止ダンバ給氣用	1式	6408	改造	○	○	○	○	○
					第20排氣系 逆流防止ダンバ給氣用	1式	6409	改造	○	○	○	○	○
					第21排氣系 逆流防止ダンバ給氣用	1式	6410	改造	○	○	○	○	○
					第22排氣系 逆流防止ダンバ給氣用	1式	6411	改造	○	○	○	○	○
					第23排氣系 逆流防止ダンバ給氣用	1式	6412	改造	○	○	○	○	○
					第24排氣系 逆流防止ダンバ給氣用	1式	6413	改造	○	○	○	○	○
					第25排氣系 逆流防止ダンバ給氣用	1式	6414	改造	○	○	○	○	○
					第26排氣系 逆流防止ダンバ給氣用	1式	6415	改造	○	○	○	○	○
					第27排氣系 逆流防止ダンバ給氣用	1式	6416	改造	○	○	○	○	○
					第28排氣系 逆流防止ダンバ給氣用	1式	6417	改造	○	○	○	○	○
					サンプ	1	6601	(変更なし)	○	○	○	○	○
					サンプ	1	6602	(変更なし)	○	○	○	○	○
					サンプ	1	6603	(変更なし)	○	○	○	○	○
					サンプ	5	6603A1(1)	(変更なし)	○	○	○	○	○
					サンプ	2	6603A1(6)	(変更なし)	○	○	○	○	○
					サンプ	3	6604A1(6)	(変更なし)	○	○	○	○	○
					サンプ	7	6605A1(7)	(変更なし)	○	○	○	○	○
					サンプ	1	6606	新設	○	○	○	○	○
					サンプ	1	6813	(変更なし)	○	○	○	○	○
					サンプ	2	6610A1(2)	(変更なし)	○	○	○	○	○
					サンプ	2	6610A1(12)	(変更なし)	○	○	○	○	○

添付表1 新規開発事業～の適合性確認のための竣工認申請を計画している施設の一覧  
(本計画に～付いては、今後の検討に応じて変更される可能性がある)

施設区分	場所	許可における施設名 <sup>1)</sup>			竣工認申請における施設名 <sup>1)</sup>			竣工認申請状況								
		本体	附屬設備	その他構成機器	本体	附屬設備・その他の構成機器	員数	施設管理番号 <sup>2)</sup>	変更区分 <sup>3)</sup>	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次(予定)	第6次(予定)	第7次(予定)
放射性廃棄物の廃棄施設(液体)	第2加工棟 第2堆積物処理室	サンプルボトルアッパタンク 遠心分離機 (水モニタ含む)	サンプルボトルアッパタンク サブタンク	サンブルアッパタンク 遠心分離機 水モニタ <sup>4)</sup> サブタンク	サンブルアッパタンク 遠心分離機 水モニタ <sup>5)</sup> サブタンク	2	6611(1), 6611(2) 6612(1)~6612(8)	(変更なし)	(変更なし)							○
放射性廃棄物の廃棄施設(固体)	第2加工棟 第2堆積物処理室	スラッシュシングル 真空フロートフィルタ スラッシュ充填機 堆積物川フード	スラッシュシングル 真空フロートフィルタ スラッシュ充填機 堆積物川フード	スラッシュシングル 真空フロートフィルタ スラッシュ充填機 堆積物川フード	スラッシュシングル 真空フロートフィルタ スラッシュ充填機 堆積物川フード	2	6613A1(1), 6613A1(2) 6613A2(1), 6613A2(2)	(変更なし)	(変更なし)							○
放射性廃棄物の廃棄施設(固体)	第2加工棟 第2加工棟 回収室第1区域	アカルダ減容装置 第1堆積物容器	アカルダ減容装置 第1堆積物容器	アカルダ減容装置 第1堆積物容器	アカルダ減容装置 第1堆積物容器	2	6614(1), 6614(2) 6615(1)~6615(4)	(変更なし)	(変更なし)							○
放射性廃棄物の廃棄施設(固体)	第1加工棟	第1堆積物貯蔵場 第1~2堆積物貯蔵場 第1~4堆積物貯蔵場 第1~5堆積物貯蔵場 第1~6堆積物貯蔵場 第1~7堆積物貯蔵場 第1~8堆積物貯蔵場 第1~9堆積物貯蔵場 第1~10堆積物貯蔵場 第1~11堆積物貯蔵場 第1~12堆積物貯蔵場 第1~13堆積物貯蔵場 第1~14堆積物貯蔵場 第1~15堆積物貯蔵場 グレーーン	第1堆積物貯蔵場 第1~2堆積物貯蔵場 第1~4堆積物貯蔵場 第1~5堆積物貯蔵場 第1~6堆積物貯蔵場 第1~7堆積物貯蔵場 第1~8堆積物貯蔵場 第1~9堆積物貯蔵場 第1~10堆積物貯蔵場 第1~11堆積物貯蔵場 第1~12堆積物貯蔵場 第1~13堆積物貯蔵場 第1~14堆積物貯蔵場 第1~15堆積物貯蔵場 グレーーン	第1堆積物貯蔵場 第1~2堆積物貯蔵場 第1~4堆積物貯蔵場 第1~5堆積物貯蔵場 第1~6堆積物貯蔵場 第1~7堆積物貯蔵場 第1~8堆積物貯蔵場 第1~9堆積物貯蔵場 第1~10堆積物貯蔵場 第1~11堆積物貯蔵場 第1~12堆積物貯蔵場 第1~13堆積物貯蔵場 第1~14堆積物貯蔵場 第1~15堆積物貯蔵場 グレーーン	1	6620(1)~6620(4)	(変更なし)	(変更なし)								○ <sup>*10</sup>
放射線管理施設	第1加工棟 第2加工棟 第2安全管西室	エアモニタ ハンドフックロスマニタ ハンドフックロスマニタ	エアモニタ ハンドフックロスマニタ ハンドフックロスマニタ	エアモニタ ハンドフックロスマニタ ハンドフックロスマニタ	エアモニタ ハンドフックロスマニタ ハンドフックロスマニタ	1	6621 6622	(変更なし)	(変更なし)							○
放射線管理施設	第2加工棟 第2堆積物処理室	安全監視盤 安全監視盤	安全監視盤 安全監視盤	安全監視盤 安全監視盤	安全監視盤 安全監視盤	1	6623	(変更なし)	(変更なし)							○
放射線管理施設	第2加工棟 第2堆積物処理室	エアモニタ ダストサシソブラー ダストモニタ ダストサシソブラー ダストモニタ ダストサシソブラー	エアモニタ ダストサシソブラー ダストモニタ ダストサシソブラー ダストモニタ ダストモニタ	エアモニタ ダストサシソブラー ダストモニタ ダストサシソブラー ダストモニタ ダストモニタ	エアモニタ ダストサシソブラー ダストモニタ ダストサシソブラー ダストモニタ ダストモニタ	1	6624	(変更なし)	(変更なし)						○ <sup>*10</sup>	



添付表1 新規制基準～の適合確認のための竣工認証申請書面についての施設の一覧  
(本計画に～においては、今後の検討に応じて変更される可能性がある)

施設区分	場所	前回における施設名 <sup>1)</sup>		竣工認証における施設名		施工認申請状況
		本体	附属設備・その他構成機器	本体	附属設備・その他構成機器	
その他加工施設 (緊急設備)	屋外	給水ポンプ自動停止装置	給水ポンプ自動停止装置	給水ポンプ自動停止装置	給水ポンプ自動停止装置	新設 新設
	第1加工棟	漏水检测器	漏水检测器	漏水检测器	漏水检测器	新設 新設
	内部漏水防水平板					新設 新設
第2加工棟	高架水槽昇降装置	高架水槽昇降装置	高架水槽昇降装置	高架水槽昇降装置	高架水槽昇降装置	(変更なし) 新設 新設
	漏水检测器	漏水检测器	漏水检测器	漏水检测器	漏水检测器	新設 新設
	内部漏水防水平板					新設 新設
第1加工棟(A断送路、B 船送路、C断送路含む)	安全避難通路、誘導灯(P21)	安全避難通路、誘導灯(P21)	安全避難通路、誘導灯(P21)	安全避難通路、誘導灯(P21)	安全避難通路、誘導灯(P21)	新設 (変更なし) ○
第2加工棟	安全避難通路、誘導灯(P21)	安全避難通路、誘導灯(P21)	安全避難通路、誘導灯(P21)	安全避難通路、誘導灯(P21)	安全避難通路、誘導灯(P21)	新設 (変更なし) ○
(D)危険通路(会社)						○
搬乗物荷取庫等2棟	安全避難通路、誘導灯(P21)	安全避難通路、誘導灯(P21)	安全避難通路、誘導灯(P21)	安全避難通路、誘導灯(P21)	安全避難通路、誘導灯(P21)	新設 (変更なし) ○
搬乗物荷取庫等3棟	安全避難通路、誘導灯(P21)	安全避難通路、誘導灯(P21)	安全避難通路、誘導灯(P21)	安全避難通路、誘導灯(P21)	安全避難通路、誘導灯(P21)	新設 (変更なし) ○
動力棟						○
第1加工棟 (第1層搬乗物処理室)	風、排水機又は床面乾燥等(P119)	風、排水機又は床面乾燥等(P119)	風、排水機又は床面乾燥等(P119)	風、排水機又は床面乾燥等(P119)	風、排水機又は床面乾燥等(P119)	改造 ○
第2加工棟 (第2層搬乗物処理室、 第2回収室第1区域)						○
その他各加工施設 <sup>2)</sup>						○
屋外						○
第1加工棟	水素発生装置(P19)	水素発生装置	水素発生装置	水素発生装置	水素発生装置	新設 (変更なし) ○
第2加工棟	直通駆動油で考慮した油量(油6-37)	直通駆動油で考慮した油量(油6-37)	直通駆動油で考慮した油量(油6-37)	直通駆動油で考慮した油量(油6-37)	直通駆動油で考慮した油量(油6-37)	新設 (変更なし) ○
	スカイオーナイ-兼用計量(1)	兼用計量(1)	兼用計量(1)	兼用計量(1)	兼用計量(1)	新設 (変更なし) ○
第1加工棟	直通駆動油で考慮した油量(油6-39-40)	直通駆動油で考慮した油量(油6-39-40)	直通駆動油で考慮した油量(油6-39-40)	直通駆動油で考慮した油量(油6-39-40)	直通駆動油で考慮した油量(油6-39-40)	新設 (変更なし) ○
第1加工棟	第1-4段材庫備・保管室(P26)	第1-4段材庫備・保管室(P26)	第1-4段材庫備・保管室(P26)	第1-4段材庫備・保管室(P26)	第1-4段材庫備・保管室(P26)	新設 (変更なし) ○
第1加工棟	第1-2段重要物出入室(P26)	第1-2段重要物出入室(P26)	第1-2段重要物出入室(P26)	第1-2段重要物出入室(P26)	第1-2段重要物出入室(P26)	新設 (変更なし) ○
第1加工棟	第1-2危機物処理室(P26)	第1-2危機物処理室(P26)	第1-2危機物処理室(P26)	第1-2危機物処理室(P26)	第1-2危機物処理室(P26)	新設 (変更なし) ○
第2加工棟	第2-3危機化ウラン貯蔵室A(P28)	第2-3危機化ウラン貯蔵室A(P28)	第2-3危機化ウラン貯蔵室A(P28)	第2-3危機化ウラン貯蔵室A(P28)	第2-3危機化ウラン貯蔵室A(P28)	新設 新設 ○
第2加工棟	防災本部(P27)	防災本部(P27)	防災本部(P27)	防災本部(P27)	防災本部(P27)	新設 新設 ○
第2加工棟						○

添付表1 新規制基準への適合確認のための竣工認申請を計画している施設の一覧

施設区分	場所	本体	附属設備・その他構成機器	施工認に付ける施設名	員数	施設管理番号 <sup>a</sup>	変更区分 <sup>b</sup>	竣工申請状況					
								第1次	第2次	第3次	第4次	第5次(予定)	
【撤去する加工施設】 撤去する加工施設に付いては、今後の検討に応じて変更される可能性がある。													
化学処理施設	第1加工棟 第1ガドリニア成型室 第2加工棟 第2ヴァレン回収室第1区域	酸化炉 溶解槽	溶解槽	酸化炉 溶解槽	1	9001 9002(1), 9002(2)	撤去						
沈殿槽			溶解槽用フード	溶解槽用フード モハーレルホイスト フジダク管	2 1 1	9002(1)A1, 9002(2)A1 9002A2 9002A3(1)-A3(3)	撤去 撤去 撤去						
沈殿形成設備			溶解槽用シーラ 溶解槽用ポンプ	溶解槽用シーラ 溶解槽用ポンプ	1 1	9002A5 9003 9003A	撤去 撤去						
遠心分離機			溶解槽用スクラバ 沈殿槽 熟成槽	溶解槽用スクラバ 沈殿槽 熟成槽	1 2 2	9004A 9005(1), 9005(2) 9005(1), 9005(2)A1	撤去 撤去 撤去						
乾燥機			一次遠心分離機 二次遠心分離機 三次遠心分離機	一次遠心分離機 二次遠心分離機 三次遠心分離機	1 1 2	9006(1), 9006(2) 9006A1 9006A2(1), 9006A2(2)	撤去 撤去 撤去						
乾燥機	(A)	乾燥機	乾燥機(A) コーンベーツ トレイ	乾燥機(A) コーンベーツ トレイ	1	9007A 9007A2	撤去 撤去						
乾燥機	(B)	乾燥機(B)	乾燥機用スクラバ 乾燥機用スクラバ 乾燥機用スクランチーフ	乾燥機用スクラバ 乾燥機用スクランチーフ	1 1	9008A1 9008A2	撤去 撤去						
乾燥設備			粉末取り出し用フード 粉末取り出し用フード	粉末取り出し用フード 粉末取り出し用フード	1 1	9009 9009A1	撤去 撤去						
酸化還元炉		酸化還元炉	酸化還元炉	酸化還元炉	1	9010A 9010A2	撤去 撤去						
中和槽			粉末供給装置	粉末供給装置	1	9011A 9011A1	撤去 撤去						
貯槽			貯槽	貯槽	1	9012A 9012A1	撤去 撤去						
エレベーター		リフト(l-5)	リフト(l-5)	エレベーター	1	9013A 9013A1	撤去 撤去						
屋外	第1加工棟 第1ガドリニア粉末取扱室 第1～1階粉末取扱室	混合装置 混合装置 粉砕装置 搬送設備	屋内薬品タンク 屋外薬品タンク 搬送装置 ローラーコンベヤ(l-5ガロン缶用)	混合装置 混合装置 粉砕装置 搬送装置 ローラーコンベヤ(l-5ガロン缶用)	1 1 1 1	9014 9014(1), 9014(2) 9014A 9015(1), 9015(1)A2	撤去 撤去 撤去 撤去						
成型施設			混合装置 混合装置 粉砕装置 搬送設備	混合装置 混合装置 粉砕装置 搬送設備	1 1 1 1	9016 9107 9108 9109A1	撤去 撤去 撤去 撤去						
第1加工棟	第1ガドリニア粉末取扱室 第1～1階粉末取扱室	ローラーコンベヤ(l-5ガロン缶用) (第1ガドリニア成型室の上部・荷台装置) 粉砕装置 粉砕装置 粉末処理設備 粉末処理設備 添加用フード 振動式粒度測定機	ローラーコンベヤ(l-5ガロン缶用) (第1ガドリニア成型室の上部・荷台装置) 粉末処理用フード 添加用フード	ローラーコンベヤ(l-5ガロン缶用) (第1ガドリニア成型室の上部・荷台装置) 粉末処理用フード 添加用フード	1 1 1 1 1	- 910A1 911 9112 9113	撤去 撤去 撤去 撤去 撤去						

添付表1 新規開発事業への適合性確認のための竣工認証申請を計画している施設の一覧  
(本計画に～とては、今後の検討に応じて変更される可能性がある)

施設区分	場所	許可における施設名 <sup>1)</sup>			設工認における施設名			施工管理番号 <sup>2)</sup>	重要区分 <sup>3)</sup>	設工認申請状況						
		本体	附属設備	その他構成機器	本体	附属設備	その他構成機器			第1次	第2次	第3次	第4次	第5次(予定)	第6次(予定)	第7次(予定)
成型施設	第1加工棟 第1ガリニア粉末取扱室	搬送設備			粉末投入装置			1 9116	搬去							
					空スキット移載装置(Ⅰ)			1 9117	搬去							
					空スキット移載装置(Ⅱ)			1 9118	搬去							
					搬送コンベヤ			1式	搬去							
					トロッバーサ			1 9119	搬去							
					ヘレットプレス	ヘレット取出装置		2 9130(1), 9120(2)	搬去							
					圧縮溶剤装置			1 9121	搬去							
					混合装置	搬送コンベヤ		1 9122	搬去							
					混合器エレベーター(5万ロット貯蔵用)			1式	搬去							
					トロッバーサ			1 9123	搬去							
					搬送設備			1 9124	搬去							
					コンベヤ・ フード			1 9125	搬去							
					焼結炉			2 9127(1), 9127(2)	搬去							
					搬送コンベヤ			1式	搬去							
					研削・研削削分離装置(研削槽)			1 9128	搬去							
					ヘレット整理装置			1 9129A1	搬去							
					測定器			1 9129A2	搬去							
					測定器(B)			1 9129A3	搬去							
					測定器(C)			1 9129A4	搬去							
					研削機用排气集塵装置			1 9129A5	搬去							
					ヘレット検査台			1 9130	搬去							
					ヘレット検査台(1)			1 9131	搬去							
					ヘレット密度測定器(Ⅰ)			1 9132	搬去							
					ヘレット密度測定器(Ⅱ)			1式	搬去							
					ゴートボート用台車			1 9134	搬去							
					ヘレットボート用台車			1 9135	搬去							
					防錆機	断末錆始用フード		2 9141(1), 9141(2)	搬去							
					真空防錆装置			2 9141(1), 9141(2)	搬去							
					防錆剤添加装置			2 9142(1), 9142(2)	搬去							
					研削・研削削分離装置(研削槽)			1 9143	搬去							
					基盤駆動			1 9144	搬去							
					搬送コンベヤ			2 9144A1(1), 9144A1(2)	搬去							
					燃料精製機			1式	搬去							
					燃料精製機(II)			1 9145	搬去							
					ヘレット検査台			1 9201	搬去							
					第2端末錆始用フード			1 9202	搬去							
					第2端末錆始用フード			1 9202A	搬去							
					燃料精製機			1 9203	搬去							
					第2端末錆始用設備			1 9204	搬去							
					搬送設備			1式	搬去							
					搬送コンベヤ			1 9205	搬去							
					燃料精製機			1式	搬去							
					燃料精製機(II)			1 9206	搬去							
					燃料精製機(III)			1 9207	搬去							
					X射線検査装置	コンベヤ		1 9302	搬去							
					燃料体験金台	固定コンベヤ		4 9303(1), 9303(4)	搬去							
					空トレーラー保管棚			1 9304	搬去							
					搬送設備			1式	搬去							
					搬送装置	燃料供給装置		1式	搬去							
					A型酸化ウラン保管棚			1式	搬去							
					C型酸化ウラン保管棚			1式	搬去							
					搬送コンベヤ			1式	搬去							
					第1加工棟			1式	搬去							
					第1酸化ウラン取扱室			1式	搬去							
					第1加工棟 第1粉末取扱室A			1式	搬去							
					第1加工棟 第1粉末取扱室B			1式	搬去							
					第1加工棟 第1粉末取扱室C			1式	搬去							
					第1加工棟 第1粉末取扱室D			2 9112(1), 9112(2)	搬去							
					第1加工棟 第1ガリニア成型室											

添付表1 新規開発試験～の適合性確認のための竣工認申請を計画している施設の一覧

施設区分	場所	許可における施設名 <sup>1)</sup>			設工認における施設名			員数	施設管理番号 <sup>2)</sup>	変更区分 <sup>3)</sup>	設工認申請状況						
		本体	附属設備	その他構成機器	本体	附属設備	その他他の構成機器				第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次
(予定)	(予定)	(予定)	(予定)	(予定)	(予定)	(予定)	(予定)	(予定)	(予定)	(予定)	(予定)	(予定)	(予定)	(予定)	(予定)	(予定)	
貯蔵施設	第1加工棟 第1ガドリニア貯室	ポート保管棚	ポート保管棚	ポート保管棚	ポート保管棚	ポート保管棚	ポート保管棚	1	9413		撤去						○
第1加工棟 第1ガドリニア装填室	ボート保管棚 B型ベレット貯蔵庫				B型ベレット貯蔵庫			1	9414		撤去					○	
第1加工棟 第1-1分析室	搬送コントローラ				(第2表算定値の搬送コンベヤ)			-	9415(1)-9415(1)		撤去					○	
第1加工棟 第1-1搬送室	搬送車				チエニーリフト			2	9416A(1), 9416A(2)		撤去					○	
第1加工棟 第2-1地下1階搬送品保管場	無人搬送車							2	9417(1), 9417(2)		撤去					○	
放射性廃棄物の 廃棄施設(気体)	第1加工棟 第1-1ガドリニア貯室	第1排気系	第2排気系運送風機	第3排気系運送風機	第4排気系運送風機	第5排気系運送風機	第6排気系運送風機	1	9501		撤去					○	
第1加工棟 第1-2ガドリニア貯室	第8排気系 第9排気系 第10排気系	第7排気系	第8排気系運送風機	第9排気系運送風機	第10排気系運送風機	第11排気系運送風機	第12排気系運送風機	1	9502		撤去					○	
第1加工棟 第1-3ガドリニア貯室	第13排気系 第14排気系	第14排気系	第15排気系運送風機	第16排気系運送風機	第17排気系運送風機	第18排気系運送風機	第19排気系運送風機	1	9503		撤去					○	
第1加工棟 第1-4ガドリニア貯室	第20排気系 第21排気系 第22排気系 第23排気系 第24排気系 第25排気系	第21排気系	第22排気系サイクル用送風機	第23排気系サイクル用送風機	第24排気系サイクル用送風機	第25排気系サイクル用送風機	第26排気系サイクル用送風機	1	9504		撤去					○	
第1加工棟 第1-5ガドリニア貯室	第27排気系 サンプル	第28排気系 サンプル	第29排気系サイクル用送風機	第30排気系サイクル用送風機	第31排気系サイクル用送風機	第32排気系サイクル用送風機	第33排気系サイクル用送風機	1	9505		撤去					○	
放射性廃棄物の 廃棄施設(液体)	第1加工棟 第1-1機材準備・保管室 第1-1ガドリニア成型室	サンプル	サンプル	サンプル	サンプル	サンプル	サンプル	1	9506		撤去					○	
第1加工棟 第1-2分析室	サンプル	サンプル	サンプル	サンプル	サンプル	サンプル	サンプル	1	9507		撤去					○	
第2加工棟 第2ウラン回収室第1区域																○	
第2加工棟 第2ウラン回収室第2区域																○	
第2加工棟 第2危険物処理室	遠心分離機															○	
放射線管理施設	第1加工棟 第1安全監視室	安全監視盤	サブサンプル	サブサンプル	サブサンプル	サブサンプル	サブサンプル	1	9603		撤去					○	
第1加工棟 第1-1ガドリニア貯室	空間線量監視用ガラスマモニタ	ガラスマモニタ(第1加工棟の監視用)	ガラスマモニタ(第2加工棟の監視用)	ガラスマモニタ(第3加工棟の監視用)	ガラスマモニタ(第4加工棟の監視用)	ガラスマモニタ(第5加工棟の監視用)	ガラスマモニタ(第6加工棟の監視用)	1式	9701		撤去					○	
警備室 各室		各室モニタ	各室モニタ	各室モニタ	各室モニタ	各室モニタ	各室モニタ	1式	9702		撤去					○	
第1加工棟 第1-1ガドリニア貯室		空気汚染監視用エアモニタ	空気汚染監視用エアモニタ	空気汚染監視用ダストモニタ	空気汚染監視用ダストモニタ	ダストモニタ(検出器)	ダストモニタ(吸い出し口)	1式	9703		撤去					○	
第1加工棟 第1-2ガドリニア貯室				ダストモニタ(運転用)	ダストモニタ(運転用)	ダストモニタ(監視用)	ダストモニタ(監視用)	1式	9704		撤去				○		
第2加工棟 第2ガドリニア貯室				ダスト・サンプラー	ダスト・サンプラー	ダスト・サンプラー	ダスト・サンプラー	1式	9705		撤去				○		
第1加工棟 第1-3分析室	空気汚染測定用ダストサンプラー			水モニタ	水モニタ	水モニタ	水モニタ	1式	9706		撤去				○		
その他(加工間)施設 (検査設備、計量設備)	第1加工棟 第1-1分析室	ウランベレット検査設備	ウランベレット密度測定器(II)		1	9801			5	9802(1)-9802(5)		撤去				○	
第1加工棟 第1-2分析室	ワラン粉末検査設備	ワラン粉末検査設備	ワラン粉末検査設備		1	9803(1), 9803(2)				2	9803A(1), 9803A(2)		撤去			○	
第1加工棟 第1-3分析室	ワラン粉末検査設備	ワラン粉末検査設備	ワラン粉末検査設備		4	9805(1)-9805(4)				2	9805A(1), 9805A(2)		撤去			○	

(本計画に記載するものと併せて、今後の検討に応じて変更される可能性がある)

施設区分	場所	許可における施設名 <sup>1)</sup>			設工課における施設名			施工管理番号 <sup>2)</sup>	委託区分 <sup>3)</sup>	設工認申請状況
		本体	附屬設備	その他構成機器	本体	附屬設備	その他構成機器			
その他の加工施設 (主要な実験設備)	第2加工棟 第3開発実験室	核燃料加工実験設備	V型混合槽					1 9811		
			貯水混合試験装置					1 9812		
			小型フレーム					1 9813		
			敷設部品測定器					1 9814		
			小型直上フレーム					1 9815		
			成型体速度測定装置					1 9816		
			荷重機					2 9817(1), 9817(2)		
			粉末比表面積測定装置					2 9818(1), 9818(2)		
			粉末活性測定装置					1 9819		
			入射印件装置					1 9820		
			直通引退器					1 9821		
			紫外線光度計					1 9822		
			マイクロミル					1 9823		
			小動物加熱炉					1 9824		
			試験容器					1 9825		
			水素ガスクロマトグラフ					6 9831(1)-9831(6)		
			高圧ガス計量所					1 9832		
			付属設備					1 9833		
			モリブデンシート修正装置							
その他の加工施設 (その他の主要な事項)	屋外 第2加工棟 回収室第1区域 第2加工棟 回収室第1区域									

\*1 事業変更許可申請書(以下、許可ヒビラ)の「表 安全機能を有する施設」に記載の施設名。同表に記載のない施設は、許可申請書の記載頁を括弧内に示した。

(撤去する加工施設については、加工事業の変更許可(平成21年3月18日付け平成20・01・18原第21号)に基づく)。

\*2 施設管理番号は以下の番号とし、添え字の記入は以下のようにして記入する。

Ⓐ、Ⓑ等:附属設備やその他の構成機器を示す添え字。(Ⓐ, (Ⓑ等:当該設備・機器が複数台存在する場合の個体を示す添え字)。

\*3 今後申請予定で変更しないとした施設は、詳細設計の結果変更となる可能性がある。

\*4 陸運輸監視機第3種に製造する施設は、新設での車両制御基盤適合後の申請予定。

\*5 許可では本体設備一式としていたものの、改工品では附属設備又はその他の構成機器として記載

\*6 「表 安全機能を有する施設(供給施設)」では、天然ガスの貯蔵施設の整備及び警報装置では「警報装置」を貯蔵場所の代表として記載

\*7 事業変更許可申請書本文の「表 安全機能の貯蔵施設の整備及び警報装置」では「警報装置」を承認されたもの(天然ガス用粉末輸送容器は、同条第1項の規定に基づく要請を満足する場合においては、設工認申請を要しないが、

当該承認の期限が切れた場合は事業所外運搬の要件を満足せず輸送に供せなくなつた場合には、設工認申請を実施する)。

\*8 粉末及び集合体輸送容器(燃料集合体用):RAJ-II型  
集合体輸送容器(燃料供給用):RAJ-III型

\*9 天然ガス用粉末輸送容器:7A型

\*10 残存の設備・機器を撤去し、新規開発地に適合させた同種の設備・機器に更新

\*11 第2加工棟第3・3階部(ハイデッキ)に設置

\*12 安全機能を有する施設に多種を及ぼす可能性のある施設等を記載

添付書類 2. 設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

本申請における設計及び工事に係る品質管理の方法等について、事業変更許可申請書に示す「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」との適合性を、以下の表に示す。

添2表1 保安品質保証計画書の加工事業変更許可への適合性の説明

添2表2 本申請に係る設計及び工事に関する品質保証活動の実績及び計画

添2表1 保安品質保証計画書の加工事業変更許可への適合性の説明  
(加工事業変更許可)

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項		保安品質保証計画書 (令和3年3月)
<p><b>イ 終則</b></p> <p>(イ) 目的 核燃料物質の加工の事業者である株式会社グローバル・ニューカリア・フェュエル・ジャパンは、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に開示する規則(以下「品質規則」という。)及び「同解釈」に基き、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力の安全を確保する。</p> <p>(ロ) 定義 本申請書で使用する用語は、品質規則及び同解釈に從う。なお、本申請書における「組織」とは、加工施設の保安のための業務に係る組織をいす。</p> <p>①業務 保安活動に構成する各プロセスを実施すること。広義には品質マネジメントシステム全般の活動を指し、狹義には、「個別業務の計画及び実施」の対象である個別業務を指す。7・8頁では後者の意味で使用する。</p> <p>②保安品質 業務フローの要求事項、手順を記載し、業務に必要なプロセスを定めた文書の総称であり、核燃料物質の加工の事業に係る保安規定(以下、「品質規則」という。)に基づき構築した品質マネジメントシステムを文書化したものである。</p> <p>③定期検査 本申請書で使用する用語は、原則として品質規則に従う。</p> <p>④定義 その他、本申請書での用語は以下の通りとする。</p> <p>⑤文書類 ⑥業務指針 ⑦品質規則としての「規程」、計画書類を含む。以下、「手順書等」といふ。)が含まれる。</p> <p>⑧計測機器 ⑨保安規定に記載している計器、プロセスの監視及び測定に用いる監視・測定機器及び放射線測定器等を総称して本計画では計測機器といふ。</p> <p>⑩保安活動の活動期間は期間毎に以下の業務に適用する。</p> <p>(1) 毎年1月1日～12月31日 マネジメントレビュー、保安品質会議、保安品質目標、内部監査、保安不適合管理、工事計画管理、その他識別番号に亘年を含む文書やデータベースの発行管理</p> <p>(2) 毎年4月1日～3月31日 教育・訓練、放射線安全管理委員会、放射線管理、記録確認、その他(1)に記載した活動以外の保安活動</p>	<p><b>1. 目的</b></p> <p>本計画は、原子力の安全を確保することを目的として、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動を機能的かつ合理的に行なうために、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に開示する規則(以下「品質規則」という。)に基づき構築した品質マネジメントシステムを文書化したものである。</p> <p><b>3. 定義</b></p> <p>本申請書で使用する用語は、原則として品質規則に従う。</p> <p>①業務 本申請書で使用する用語は、原則として品質規則に従う。</p> <p>②保安品質 業務フローの要求事項、手順を記載し、業務に必要なプロセスを定めた文書の総称であり、核燃料物質の加工の事業に係る保安規定(以下、「品質規則」という。)に基づき構築した品質マネジメントシステムを文書化したものである。</p> <p>③定期検査 本申請書で使用する用語は、原則として品質規則に従う。</p> <p>④定義 その他、本申請書での用語は以下の通りとする。</p> <p>⑤文書類 ⑥業務指針 ⑦品質規則としての「規程」、計画書類を含む。以下、「手順書等」といふ。)が含まれる。</p> <p>⑧計測機器 ⑨保安規定に記載している計器、プロセスの監視及び測定に用いる監視・測定機器及び放射線測定器等を総称して本計画では計測機器といふ。</p> <p>⑩保安活動の活動期間は期間毎に以下の業務に適用する。</p> <p>(1) 毎年1月1日～12月31日 マネジメントレビュー、保安品質会議、保安品質目標、内部監査、保安不適合管理、工事計画管理、その他識別番号に亘年を含む文書やデータベースの発行管理</p> <p>(2) 毎年4月1日～3月31日 教育・訓練、放射線安全管理委員会、放射線管理、記録確認、その他(1)に記載した活動以外の保安活動</p>	<p><b>2. 適用範囲</b></p> <p>本計画は、本事業所の保安活動に適用する。</p> <p><b>4. 一般要求事項</b></p> <p>(*) 適用範囲 品質管理に関する事項は、加工施設の保安活動に適用する。</p> <p><b>4.1 品質マネジメントシステムの確立</b></p> <p>(1) 品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行なう。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの重要度、複雑性、独立性、又は革新性の程度</p> <p>品質マネジメントシステムの重要度は、本計画に従つて、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、そのマネジメントシステムの実効性を維持する(保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を達成していることをいふ。)ため、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を発見し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行なう等により、システムを継続的に改善する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムの確立及び運用においては、事故が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、以下の(a)から(c)までに掲げる事項を考慮した加工施設における保安活動の管理の責み付けである。</p> <p>b. 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に開示する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに開連する潜在的影響の大きさ。たゞ、「原子力の安全」に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらに生じ得る影響や結果の大きさをいづ。</p> <p>c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起因する影響。</p> <p>(3) 関係法令の明確化</p> <p>保安管理組織は、加工施設に適用される関係法令(以下「関係法令」という。)を明確に認識し、本計画にて規定する文書その他の品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」といふ。)に明記する。</p> <p>(4) 対応措置</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行なう。</p>

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可)	保安品質保証計画書 (令和3年3月)																																								
<p>a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。</p> <p>b. プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。</p> <p>c. プロセスの運用及び組織の保安活動の実効性の確保に必要な基準を明確に定めること。</p> <p>d. プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」といふ。)に必要な資源及び情報が利用できる体制(責任及び権限の明確化を含む。)を確保する。</p> <p>e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定するための指摘を講ずること。</p> <p>f. プロセスについて、意図した結果を得た場合に、所要の措置を講ずること。</p> <p>g. プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとすること。</p> <p>h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。</p> <p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(別添法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>(ロ)品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <p>a. 品質方針及び品質目標</p> <p>b. 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「品質マニユアル」といふ。)</p>	<p>することを図2「品質マネジメントシステム文書体系図」に示す文書に定め、次に掲げる業務を行ふ。</p> <p>a) プロセスの運用に必要な情報及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を図1「品質マネジメントシステムのプロセスフロー」に明確にする。</p> <p>b) これらのプロセスの順序及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にする。</p> <p>c) これらのプロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動状況を示す指標(特定期間、原子力規制検査等に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第1号)第5条による判断基準及び方法を明確にする。)</p> <p>d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定(以下、「監視測定」といふ。)に必要な資源及び情報を用できる体制(責任及び権限の明確化を含む。)を確保する。</p> <p>e) これらのプロセスが困難な場合は、これを要しない。</p> <p>f) これらのプロセスについて、意図した結果を得たため、所要の措置(プロセスの変更含む。)を講ずる。</p> <p>g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合したものにする。</p> <p>h) 社会科学及び行動科学の知識を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</p> <p>i) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全を確保する。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る安全対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。</p> <p>j) 保安管理組織は、技術的・人的・組織的な要医の相互作用を考慮し、以下のような状態となることを目指して、健全な安全文化の育成及び維持のための取組みを実施する。</p> <p>(a) 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>(b) 風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>(c) 組織の全ての要員が、自ら原子力の安全に係る業務に係り、その結果が関係する要員に報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>(d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>(e) 組織の全ての要員が、常に開いた会議及び学習を通じて、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>(f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>(g) 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善する基礎としている。</p> <p>(h) 原子力の安全には核セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取りている。</p> <p>(5) 外部組織へのプロセスの委託</p> <p>保安管理組織は、プロセス又は加工施設に係る要求事項(別添法令を含む。)への適合に影響を及ぼすプロセスを社外に外部委託する場合には、当該プロセスが管理されているようにするための手順を、7.4.項「調査」で明確に定める。また、社内の保安管理組織外への業務依頼で明確に定める。</p> <p>(6) 資源の配分</p> <p>保安管理組織は、保安活動の重要度に応じてグレード分けの結果(4.1(2)項参照)に基づき資源の適切な配分を行う。</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>保安管理組織は、以下の事項を含めて品質マネジメントシステムの文書を作成し、これに規定した事項を実施する。また、記録は適正に作成する。</p> <p>(1) 保安品質方針(品質に関する宣言)及び保安品質目標</p> <p>(2) 保安品質保証計画書及び保安品質保証計画書が要求する文書化された文書(規程書)及び記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第4条の 関連条項 4.2</th> <th>保安品質保 証計画書の 関連条項 4.2</th> <th>文書管理規程 保安に關する記録・報告規程</th> <th>社内2次文書名 第97条、第98条</th> <th>第4条以外の関連条項 第97条、第98条</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.1</td> <td>5.1</td> <td>5.1</td> <td>品質管理規程 品質に關する宣(首次文書)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.3</td> <td>5.3</td> <td>5.3</td> <td>品質管理規程 品質マネジメント規程</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.4</td> <td>5.4</td> <td>5.4</td> <td>保安品質保証計画書 セキュリティ規程</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.5</td> <td>5.5</td> <td>5.5</td> <td>保安品質保証計画書 加工施設の定期清掃規程</td> <td>第16条、第17条、第18条、第19条、第20条</td> </tr> <tr> <td>5.6</td> <td>5.6</td> <td>5.6</td> <td>保安品質マネジメント規程</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.2</td> <td>6.2</td> <td>6.2</td> <td>保安教育実施規程</td> <td>第23条</td> </tr> <tr> <td>6.3</td> <td>6.3</td> <td>6.3</td> <td>設備保守管理規程</td> <td>第58条から第58条の4、第60</td> </tr> </tbody> </table>	第4条の 関連条項 4.2	保安品質保 証計画書の 関連条項 4.2	文書管理規程 保安に關する記録・報告規程	社内2次文書名 第97条、第98条	第4条以外の関連条項 第97条、第98条	5.1	5.1	5.1	品質管理規程 品質に關する宣(首次文書)		5.3	5.3	5.3	品質管理規程 品質マネジメント規程		5.4	5.4	5.4	保安品質保証計画書 セキュリティ規程		5.5	5.5	5.5	保安品質保証計画書 加工施設の定期清掃規程	第16条、第17条、第18条、第19条、第20条	5.6	5.6	5.6	保安品質マネジメント規程		6.2	6.2	6.2	保安教育実施規程	第23条	6.3	6.3	6.3	設備保守管理規程	第58条から第58条の4、第60
第4条の 関連条項 4.2	保安品質保 証計画書の 関連条項 4.2	文書管理規程 保安に關する記録・報告規程	社内2次文書名 第97条、第98条	第4条以外の関連条項 第97条、第98条																																					
5.1	5.1	5.1	品質管理規程 品質に關する宣(首次文書)																																						
5.3	5.3	5.3	品質管理規程 品質マネジメント規程																																						
5.4	5.4	5.4	保安品質保証計画書 セキュリティ規程																																						
5.5	5.5	5.5	保安品質保証計画書 加工施設の定期清掃規程	第16条、第17条、第18条、第19条、第20条																																					
5.6	5.6	5.6	保安品質マネジメント規程																																						
6.2	6.2	6.2	保安教育実施規程	第23条																																					
6.3	6.3	6.3	設備保守管理規程	第58条から第58条の4、第60																																					

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項  
(加工事業登録許可)

保安品質保証計画書 (令和3年3月)			
6.4	6.4	施設変更管理体制規程	条、第62条、第61条の2、第65 条、第62条、第61条の2、第65 条、第38条から第57条 第76条の2から第80条の3
7.2	7.2	放射線安全管理規程 大災防護計画 文書管理制度規程 保安管理組織運営規程 設備保守管理制度規程	第58条から第58条の4、第60 条、第62条、第61条の2、第65 条、第34条から第35条の2
7.3	7.3	購買規程 核燃料加工施設操作規程 設備保守管理制度規程	第27条、第28条、第30条、第 31条、第34条から第35条の2
7.4	7.4	加工施設の定期評価規程 保安品質監査規程 設備保守管理制度規程 保安不適合管理及び是正・未然防止処置 規程	第38条から第58条の4、第60 条、第62条、第61条の2、第65 条、第34条から第35条の2
7.5	7.5	加工施設の定期評価規程 保安品質監査規程 設備保守管理制度規程 保安不適合管理及び是正・未然防止処置 規程	第27条、第28条、第30条、第 31条、第34条から第35条の2
7.6	7.6	加工施設の定期評価規程 保安品質監査規程 設備保守管理制度規程 保安不適合管理及び是正・未然防止処置 規程	第27条、第28条、第30条、第 31条、第34条から第35条の2
8.1	8.1	加工施設の定期評価規程 保安品質監査規程 設備保守管理制度規程 保安不適合管理及び是正・未然防止処置 規程	第38条から第58条の4、第60 条、第62条、第61条の2、第65 条、第34条から第35条の2
8.3	8.3		
8.5	8.5		
8.6	8.6		
8.8	8.8		
(3) 実効性のあるマネジメントシステムの運用に関する記録(条項は保安規定の条項を示す) 以下の品質マネジメントシステムの運用に関する記録(条項は保安規定の条項を示す)			
第1条の 関連条項 記録の種類 記録の種類			
5.6.3(2)	5.6.3(2)	マネジメントレビューの結果の記録 教育・訓練、技能及び経験について該当する 記録	5年 保安管理部長
6.2.2 e)	6.2.2 e)	個別業務プロセス及びその結果が、要求事項 を満たしていくことを実証するために必要な記 録 <sup>2</sup>	*1 担当部長
7.1(3) e)	7.1(3) e)	個別業務に対する要求事項のレビューの結 果の記録、及びそのレビューを受けたとられた 処置の記録	*2 担当部長
7.2.2(3)	7.2.2(3)	5年 保安管理部長	
7.3.2(1)	7.3.2(1)	設計・開発の要求事項、レビュー、検証及び 妥当性確認の結果の記録及び必要な処置が あればその記録	5年 担当部長
7.3.4(3)	7.3.4(3)		
7.3.5(2)	7.3.5(2)		
7.3.6(3)	7.3.6(3)		
7.3.7(1)	7.3.7(1)	設計・開発の変更の記録、設計・開発の変 更のレビューの結果の記録及び必要な処置があ ればその記録	
7.3.7(4)	7.3.7(4)		
7.4.1(4)	7.4.1(4)	供給者の評価の結果の記録及び評価によっ て必要とされた処置があればその記録	5年 保安管理部長
7.5.2(3)	7.5.2(3)	プロセスの妥当性確認に関する記録	*3 担当部長
7.5.3(3)	7.5.3(3)	個別業務に関するトレーニングの記録	*4 担当部長
7.5.4	7.5.4	組織の外部の所有物に関する、組織が必要と 判断した場合の記録	5年 担当部長

c. 實効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書  
d. 品質規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等(以下「手順書」といふ。)

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業登録許可)		保安品質保証計画書 (令和3年3月)			
7.6(3) a)	校正又は検証に用いた基準の記録	5年	品質保証部長及び 保安管理部長		
7.6(3) a)	校正及び検証の結果の記録	5年	担当部長		
7.6(3) e)	計測機器の校正が外れた時の過去の測定結果の記録	5年	担当部長		
8.3(8)	内部監査の結果の記録	5年	保安管理部長		
8.5(3)	検査及び試験の合否判定基準への適合の記録	*3	担当部長		
8.5(4)	リース(次工程への引渡し)を正式に許可した人の記録	*3	担当部長		
8.6(2)、(3)	不適合の処置に関する記録	5年	保安管理部長		
8.8.2(1) i)	是正処置等に関する記録	5年	保安管理部長		
8.8.3(2) d)	未然防止処置に関する記録	5年	保安管理部長		
*1：12年または在職期間の長い方とする。 *2：対象は保安規定 弁表18の各記録のうち1項、8項及び9項を除くものとし、保安期間は保安規定 弁表18の各記録に定める期間とする。		*3：保安規定 弁表18の「加工施設の検査記録」に定めるところによる。			
*4：トレーサビリティの記録は、保安に関する全般の記録に併せて記録保管される。これらの体系を図2に示す。					
4.2.2 品質マニュアル 次の事項を含む品質マニュアルとして、「保安品質保証計画書」を保安管理責任者が作成し、放射線安全委員会での審議を経て社長が承認する。改訂は、マネジメントレビューにおいて、品質マネジメントシステムの変更の必要性が指摘された場合を含め、変更の必要が生じた場合には実施し、改訂する場合にも、上記と同じ手続きを経て社長が承認する。 a) 品質マネジメントシステムの運用に関する事項 b) 品質マネジメントシステムの実施に関する事項 c) 品質マネジメントシステムの計画に関する事項 d) 品質マネジメントシステムの評価に関する事項 e) 品質マネジメントシステムの改善に関する事項 f) 品質マネジメントシステムの適用範囲 g) 品質マネジメントシステムについて確立された文書化された手順書等、またはそれらを参照できる名称や文書番号等の情報					
h) 品質マネジメントシステムの相互関係に関する記述					
4.2.3 文書管理 (1) 保安管理組織は、上記4.2.1項に記載した品質マネジメントシステムを構成する文書について、次項を含む管理を行う。 a) (2)に規定する手順書等に基づく文書の管理 b) 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 c) 文書の組織外への流出等の防止 d) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき記載した処置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持 (2) 保安組織は、要員が判断および決定をするに当たり、透明な品質マネジメント文書を利用できるよう以下に掲げる事項を含めた「文書管理制度」を定める。ただし、記録は、文書の一種ではありませんが、4.2.4項「記録の管理」に従って管理する。 a) 品質マネジメント文書は、発行前にその妥当性を審査し、発行を承認する。 b) 品質マネジメント文書は、発行後、改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たっては発行時と同様に、その妥当性を審査し、改訂を承認する。 c) a) 及び b) の評価及び審査には、その対象となる文書に定める活動を実施する部門の要員を参画させること。 d) 文書の変更の識別及び最新版の改訂状況を確実にするために、電子文書管理システムに登録し、適用する版の管理を適切に行う。 e) 該当する文書の識別が改訂版が、必要なときに、必要なところで利用可能な状態にするために電子文書管理システム又はその内容に主たる責任を持つ主管部門が適用する版を台帳に記録する。					
(2) 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。 a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。 b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するに当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。 c. a) 及び b) の審査及び b) の評価には、その対象となる文書に定めた活動を実施する部門の要員を参画させること。 d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。 e. 改訂のあつた品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。					

加工施設の保守のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項		保妥品質保証計画書 (令和3年3月)
f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようによること。		
g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。		
h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別、管理すること。		
(本)記録の管理		
(1) 細識は、品質規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるようによること。		
(2) 細識は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に關し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。		
ハ. 経営責任者等の責任		
(イ) 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ		
社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持つて品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。		
a. 品質方針を定めること。		
b. 品質目標が定められているようによること。		
c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようによること。		
d. ハ(ア)に規定するマネジメントレビューを実施すること。		
e. 資源が利用できる体制を確保すること。		
f. 関係法令を遵守することその他の原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		
g. 保全活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。		
h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確實に行われるようによること。		
(ロ) 原子力の安全の確保の重視		
社長は、組織の意図決定に当たり、機器等及び個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。		
(ハ) 品質方針		
社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようによること。		
a. 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。		
b. 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持つて関与すること。		
c. 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。		
d. 要員に周知され、理解されていること。		
e. 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持つて関与すること。		
(二) 品質目標		
4.2.4 記録の管理		
(1) 保妥品質組織は、個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証するために作成する記録の対象を明確にし、かつ、記録は読みやすく、容易に内容を把握することができ、検索可能とするようによること。保全活動に付随する場合には、適切な識別をする。		
(2) 保妥品質部長は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に關して必要な管理を規定するために「保安活動に付随する記録・報告規程」を定める。		
5. 経営責任者等の責任		
5.1 鮮當責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ		
社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施せざるどもに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。		
(1) 法令、規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を含めた保妥品質方針を設定し、全社に周知する。		
(2) 保妥品質目標及びその達成のための施策を各部長に活動期間ごとに定めさせること。		
(3) 保妥品質組織の要員が、健全な安全文化を育成し維持するための活動に貢献することを確実にすること。		
(4) マネジメントレビューを実施する。		
(5) 品質マネジメントシステムに必要な資源が利用できる体制を確保する。		
(6) 法令・規制要求事項を遵守することその他の原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任をもつた。		
(7) 自らが担当する業務を理解し、遂行する責任を有することを、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任をもつた。		
(8) 保妥品質組織の全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようによること。		
5.2 原子力の安全の確保の重視		
社長は、保妥品質方針の制定及び見直しにおいては、次の事項に適合し、かつ、原子力の安全がコスト・その他他の事由によって損なわれないことを確実にすること。		
5.3. 品質方針		
社長は、保妥品質組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して、健全な安全文化を育成し維持するための方針及び開示する方針を定め、必要な安全文化を育成し維持するための宣言(方針)を制定し、必要に応じて見直す。		
5.4.1 品質目標		
社長は、保妥品質方針に基づく品質目標として、毎年全社保妥品質目標を設定し、各部門の保妥品質目標を次の要領で定めさせる。		
品質保証部長は、保妥品質目標の設定や管理に關して「品質目標管理規程」を定める。		
(1) 各部長は、保妥品質方針及び全社保妥品質目標に基づき、業務の要求事項を満たすために必要なものを含めた自部門の保妥品質目標を作成し、文書化する。作成に当たっては、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、実施事項の完了時期、及び「結果の評価方法」を含める。		
(2) 社長は、各部長の保妥品質方針及び全社保妥品質目標と整合をとり、原子力の安全に影響を及ぼす可能性のある要素を考慮して、安全性が損なわれないように管理すること。		
5.4.2 計画		
(一) 品質目標		
(1) 社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合)が定められているようによること。		
(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なるようによること。		

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可)		保安品質保証計画書 (令和3年3月)
<p>(3) 品質マネジメントシステムの計画書</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが口(1)の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起り得る結果</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c. 資源の利用可能性</p> <p>d. 責任及び権限の割当て</p> <p>(4) 責任及び権限の割当て</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持つ業務を遂行できるようとする。</p> <p>(5) 品質マネジメントシステムを管理する責任者</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改進の必要性について社長に報告すること。</p> <p>c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>d. 関係法令を遵守すること。</p> <p>(6) 管理者</p> <p>社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 個別業務の実施状況についての認識が向上すること。</p> <p>c. 個別業務を育成し、及び維持すること。</p> <p>d. 関係法令を遵守すること。</p> <p>(7) 管理者</p> <p>社長は、次に掲げる業務を管理監督するためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>d. 常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させることとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(8) 管理者</p> <p>社長は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p>	<p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、保安品質マネジメントシステムの4.1項「一般要求事項」を満たすために、保安管理責任者に品質マネジメントシステムの詳細を「保安品質保証計画書」として文書化させ、承認する。</p> <p>(2) 社長は、プロセス、組織等の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス、組織等の堅微な変更を含む。)を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、保安活動の重要度に応じて、保安管理責任者に次の事項を適切に考慮する。品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されるようになります。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及びそれによる原子力の安全への影響の程度の分析及び評価の結果に基づき講じた措置他</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c. 資源の利用可能性</p> <p>d. 責任及び権限の割当て</p> <p>(9) 責任及び権限の割当て</p> <p>社長は、保安に関する品質保証活動を行組織を、「図3[保安管理組織図]」に定め、関係する要員が責任(担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)を持つて業務を遂行できるようにする。</p> <p>(10) 保安部長は、上記の部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を「保安管理組織業務規程」に定め、全社に周知する。なお、「部門間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務情報の伝達を含む。)が停滯し、機能することなく遂行できる仕組みをいう。</p> <p>(11) 管理者は、以下の責任と権限を有する。</p> <p>a. 本計画及び保安管理組織規程に定められた業務を自ら実施する。</p> <p>b. 管理下の組織の要員を目指標監督して同業務を実施させ、それを継続する。</p> <p>5.5.1 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、保安に関する品質保証活動を行組織を、「図3[保安管理組織図]」に定め、関係する要員が責任(担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)を持つて業務を遂行できるようにする。</p> <p>(2) 保安管理部長は、上記の部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を「保安管理組織業務規程」に定め、全社に周知する。なお、「部門間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務情報の伝達を含む。)が停滯し、機能することなく遂行できる仕組みをいう。</p> <p>(3) 管理者は、以下の責任と権限を有する。</p> <p>a. 本計画及び保安管理組織規程に定められた業務を実施する。</p> <p>b. 管理下の組織の要員を目指標監督して同業務を実施させ、それを継続する。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、本計画に記載された品質マネジメントシステムが継続的かつ効果的に実施され、維持されることを確実にすることを目的として、組織の内外に對し保安活動の内容について説明する責任及び権限を有する品質マネジメントシステムの計画である。「保安管理責任者」に任命する。</p> <p>(2) 保安管理責任者は、与えられている他の責務とかわいわせば、以下の責任及び権限を有する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの詳細を文書化して効果的に実施させ、各組織に対して効果的に改善する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改進の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 保安管理組織全体にわたって、健全な安全文化を育成し維持することにより、原子力の安全の確保についての認識を高めることを確実ににする。</p> <p>d) 保安管理組織全体にわたって、関係法令を遵守することを確実にする。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 管理者は、保安管理組織の各管理責任者に就け、所掌する業務について、次に示す責任及び権限を与える。なお、各管理責任者に代り、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める。</p> <p>(2) 個別業務の結果を含む安全文化を育成し、個別業務等要求事項についての認識を高める。</p> <p>(3) 個別業務の結果を含む安全文化を育成し、個別業務等要求事項についての認識を高める。</p> <p>(4) 関係法令を遵守するとともに、健全な安全文化を育成し維持する。</p> <p>(5) 各管理者は、前項に規定する責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮して、以下の事項を確実に実施する。</p> <p>(6) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>(7) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>(8) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>(9) 要員に、常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を定着させ、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題を行えるようにする。</p> <p>(10) 各管理者は、内部の情報の伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするために、品質マネジメントシステムの実効性に關する情報を確実に伝達されるようにする。</p> <p>(11) マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を其有できるようにする。</p>	<p>5.6.1 一覧</p> <p>(1) 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするために、品質マネジメントシステムの実効性に關する情報を確実に伝達されるようにする。</p> <p>(2) マネジメントレビュー</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講</p>

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項		保安品質保証計画書 (令和3年3月)
するため、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」といいう。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。 (加工事業変更許可)	(1) 社長は、品質マネジメントシステムが引き続き、適切、妥当かつあることを確実にするために、年1回以上マネジメントレビューを実施し、品質マネジメントシステムをレビューする。 (2) このレビューでは、品質マネジメントシステム改善の機会の評価、並びに保安品質方針及び保安品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。	
(iv) マネジメントレビューに用いる情報 組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。 a. 内部監査の結果 b. 組織の外部の者の意見 c. プロセスの運用状況 d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査及び使用前検査(以下「使用前事業者検査等」といいう。)並びに自主検査等の結果 e. 質量目標の達成状況 f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況 g. 関係法令の遵守状況 h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 i. 従前のマネジメントレビューの結果を受けた改善措置 j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更 k. 部門又は要員からの改善のための提案 l. 資源の妥当性 m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性 (7) マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善 b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関する保安活動の改善 c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善 d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 e. 関係法令に関する改善 (2) 組織は、マネジメントレビューの結果を作成し、これを管理する。 (3) 組織は、(1)で決定した事項について、必要な措置を講ずる。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムが引き続き、適切、妥当かつあることを確実にするために、年1回以上マネジメントレビューを実施し、品質マネジメントシステムをレビューする。 (2) このレビューでは、品質マネジメントシステム改善の機会の評価、並びに保安品質方針及び保安品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。 5.6.2 マネジメントレビューへのイングリット (1) 内部監査計画、結果 (2) 原子力規制委員会からの意見、地域住民の意見及び安全文化の外部評価を含む外部監査の結果(外部監査を受けた場合に限る。)を含む組織の外部の者のからの意見 (3) プロセスの運用状況(プロセスの監視測定で得られた結果を含む。) (4) 使用前事業者検査及び使用前検査(以下、「使用前事業者検査等」といいう。)並びに自主検査等の結果(合否判定基準のある検査、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものに限る。)の結果 (5) 保安品質目標の達成状況 (6) 健全な安全文化を育成し維持するための活動の実施状況(内部監査による安全文化の育成及び強化すべき分野に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。) (7) 関係法令の遵守状況 (8) 不適合並びに未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたもの)を含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。) (9) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ (10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 (11) 部門又は要員からの改善のための提案 (12) 資源の妥当性 (13) 保安活動の改善のために講じた措置の実効性(これには、保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。) 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット (1) マネジメントレビューの結果を受け、少なくとも次の事項を決定する。 a. 品質マネジメントシステムの改善のための活動を向上させための提案 b. 個別業務の計画及び実施にかかる保安活動の改善 c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善を確保するために必要な資源 d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。) e. 関係法令に関する改善 (2) 保安管理部長は、マネジメントレビューの結果を記録し、これを管理する。 (3) 各管理者は、(1)で決定した事項について、必要な措置を講ずる。	
(v) マネジメントレビューの実施状況 a. 品質マネジメントシステムの実効性の維持に必要な改善 b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関する保安活動の改善 c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善 d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 e. 関係法令に関する改善 (2) 組織は、マネジメントレビューの結果を作成し、これを管理する。 (3) 組織は、(1)で決定をした事項について、必要な措置を講ずる。	5.6.4 保安品質会議 社長は、5.6.1 項のマネジメントレビューを補完する目的で、5.6.2 項のインプット及び5.6.3 項のアウトプットのうち、一部の内容(不適合管理の実施状況、是正措置及び未然防止措置の状況、等)に關して開催し、それに伴う改善活動を推進する。 5.6.5 人材の育成 a. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善活動を推進する。 b. 個別業務に係る改修の実施状況を監視し、継続的改善活動を推進する。	
(vi) 資源の管理 (1) 資源の確保 組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な保安活動に於ける資源(人的資源、個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系、作業環境その他の資源)を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達する者を含む。(明確にし、確保し、及び管理する。)また、必要に応じて社長に提案する。社長は、提案に基づき、必要な資源を提供する。	6.1 資源の確保 各管理者は、原子力の安全の達成に影響がある業務に從事する要員に対して、適切な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を確認し、従事させる。 6.2 人材の育成 a. 員員 各管理者は、原子力の安全の達成に影響がある業務に從事する要員に対して、適切な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を確認し、従事させる。 b. 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 b. 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系	
		6.3 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 (1) 製造部長は、加工施設の設備・機器の新設、改造、更新、撤去、補修等の施設管理に関する事項を「設備保守管理規程」に定める。 (2) 各管理者は、原子力の安全の達成のために必要な個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系に対して、点検、補修等の維持管理を行う。

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 〔加工事業変更許可〕		保安品質保証計画書 (令和3年3月)
c. 作業環境		
d. その他必要な資源		
(i) 要員の力量の確保及び教育訓練	6.4 作業環境	(3) 環境安全部長は、加工施設の設備機器の新設、改修、撤去等に際して必要な、設計及び工事の計画の認可申請等の変更に間する一連の手続きを「施設変更管理規程」に定める。
(1) 純職は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」といふ。)が実証された者を要員に充てる。 (2) 純職は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	6.4.1 作業環境	環境安全部長は、原子力の安全のために必要な作業環境として、7項目に定める業務に間に必要な放射線管理規程及び「火災防護計画」を定め、作業者の安全を保護する。また、その他の作業環境(騒音、気温、湿度、照明、狭小の程度等)は、労働安全衛生法等に従い、安全な作業環境を確保する。
a. 要員にどのようないくつかを明確に定めるここと b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること c. bの措置の実効性を評価すること d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること	6.4.2 力量 教育・訓練及び認識	環境安全部長は、原子力の安全の達成に影響がある個別業務に従事する要員が必要な力量を持ち、自らの活動のもつ意義及び目的は、原文化と關係する場合の遵守の重視性、保安品質目標達成への貢献について認識を高めるため「保安教育実施規程」を要員確保上の位置を含めて定める。 各管理者は、保安教育実施規程に基づき以下の事項を実施する。 a) 保安に係わる業務を遂行する上で、必要とする技術的、人際及び組織的側面に関する知識を含め、どのような力量が必要かを明確にするとともに、担当者へ課長相当職までを対象としてその力量の十分性を明確にする。 b) 必要な力量を確保するために、該当する場合には必要な力量によってできることが到達することを含む必要性を講ずる。 c) 前号の措置の実効性を評価する。 d) 要員が、保安品質目標達成に対する自らの貢献、品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献及び原子力の安全に対する当該個別業務の重要性を認識するようにする。
木 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	6.4.3 資源の確保	
(f) 個別業務に必要なプロセスの計画		7. 個別業務の計画及び実施
(1) 純職は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立すること。	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセス計画についての計画(以下、「個別業務プロセス計画」という。)として、保安活動に関する事項を考慮すること。
木 個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定すること。		(1) 各管理者は、個別業務に必要なプロセスについての計画(以下、「個別業務プロセス計画」という。)として、4.1 項(2)c)の事項を考慮すること。
(f) 個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定すること。		(2) 個別業務プロセス計画を定めた規程類は、当該の個別業務プロセス以外のプロセスの要求事項を定めた規程類と整合性が取れていること。 a) この整合性には業務計画を変更する場合の整合性を含む。 b) 個別業務プロセス計画を定めた規程類は要員(プロセス及び組織の変化(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の階層的な変更を含む。))に当たって、次の各事項について明確化すること。 i) 変更又は変更の要因及びそれによって起り得る原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき論じた措置を含む。 ii) 個別業務又は加工施設に係る保安品質目標及び要求事項 iii) 個別業務又は加工施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性 iv) 個別業務又は加工施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動並びにこれらの合否判定基準及びリースの方法 v) 個別業務又は加工施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを裏証するために必要な記録。
木 個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定すること。		(4) 個別業務プロセス計画は、個別業務の作業方法に適したものとする。
(g) 個別業務等要求事項に明確にしてるべき事項		7.2 個別業務等要求事項に明確にしてるべき事項
a. 純職の外部の者が明示してはいけないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項 b. 関係社会 c. a, bに掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項		7.2.1 個別業務等要求事項に明確にしてるべき事項
(h) 個別業務等要求事項の審査		個別業務の計画の策定に当たって、次の事項を明確にする。 a) 機器の外部の者が明示してはいけないものの、個別業務又は加工施設に不可欠な要求事項 b) 個別業務又は加工施設に適用される法令・規格・基準 c) その他当該業務への適用を決めた社内標準・手順
(i) 純職が、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項を確認する。		7.2.2 個別業務等要求事項の審査
(j) 純職は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。		(1) 各プロセスの規程類で定める要求事項を、その要求事項を適用する前に、「文書管理規程」に従い、審査する。 (2) 上記の審査においては、次の事項を審査する。 a) 法令・規制要求事項を含む、個別業務又は加工施設に対する要求事項が定められたものとの異同 b) 個別業務又は加工施設に対する要求事項が以前に提示されたものとの相違点が解明されていること。 c) 純職が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に基づき構じた措置を有していること。
(k) 純職は、(1)の審査の結果及び当該審査の結果に基づき構じた措置を有していること。		(3) 保安管理組織が業務に対する要求事項を満たす能力を持つている(設備、技術的能力、管理能力等)。
(l) 純職は、(1)の審査に対する要求事項が、上記の審査結果の記録及びその審査に基づいた処置を記録する。		(4) 個別業務又は加工施設に対する要求事項が追加・変更された場合ににおいては、関連する文書を速やかに改訂する。また、上記

施工施設の保守のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項	保安品質保証計画書 (令和3年3月)
<p>る要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知される上に於ける。</p> <p>(二) 組織の外部の者との情報の伝達等 組織は、組織の外部の者の情報の収集及び組織の外部の者の情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p>	<p>文書の改訂があった場合には、関係する要員にその改訂内容を周知する。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者のとの効果的なコミュニケーションを図るために、対応責任者を次の通り定める。これには、組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通す方法、予期せぬ事態における組織の外側の者のとの時宜を得た効果的な連絡方法、原子力の安全に関する必要な情報を組織の外部の者の間に確実に提供する方法及び原子力の安全に関する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法を含める。</p> <p>外部との係り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 原子力規制検査への対応 ：責任者 ② 許認可事項(保安規定を除く)の審査への対応 ：環境安全管理部長 ③ 保安規定の審査への対応 ：保安管理部長 ④ 定期事業者検査の報告に関する対応 ：環境安全部長 ⑤ 使用前事業者検査の確認に関する対応 ：環境安全部長 ⑥ 不適合情報の公開及び技術情報の共有 ：保安管理部長 ⑦ 地方自治体、その他の関係者との情報交換 ：担当部長</li> </ul> <p>これらの責任者は、外部とのコミュニケーションの結果、必要に応じて 7.2.1 項「個別業務等要求事項の明確化」に基づき適切な処置を行う。</p>
<p>(三) 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発(専ら加工施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」といふ。)を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 設計開発の性質、期間及び複数の審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び責任者の指名 c. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限 d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当がなされるように対するために、設計開発に関する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>(～) 設計開発に付する情報 a. 組織は、側別業務学要求事項として設計開発に用いる情報であつて、当該設計開発に用いる情報を明確にし、記録を維持する。 b. 従前の類似した設計開発から得られた情報 c. 關係法令 d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>(b) 設計開発の結果に係る情報 a. 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。 b. 設計開発の結果に係る情報は、設計開発の結果に用いた情報と対比して検証するものとする。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものであること。 a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 b. 機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 c. 合否判定基準を含むものであること。 d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>(d) 設計開発レビュー (1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」といふ。)を実施する。</p>	<p>7.3 設計・開発</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 製造部長は、加工施設の設備の導入、改造、補修等、安全機能を有する施設に関係するソフトウェア等の設計・開発をその重複度に応じて管理するため、「設備保守管理規程」を定める。原子力の安全のために重要な手順書等については、新規制度の場合に加え、重要な変更がある場合は、直ちに設計・開発を行なう。</p> <p>各管理者は、これらの設計・開発を行なう場合には、設計計画書を作成し、管理する。また、設計計画書を作成するに当たっては、不適合及び不備の発生等を未然に防止するための活動を含める。</p> <p>(2) 設計計画書には次の事項を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 設計・開発の性質、期間及び複数の審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</li> <li>b) 設計・開発に係る責任及び権限</li> <li>c) 設計・開発に必要な内部及び外部の資源</li> <li>d) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源</li> <li>e) 効果的なコミュニケーション及び責任の明確な割当を確実にするため、設計計画書には、設計管理者(設計者の所属部門長)、設計を担当する者(以下「設計者」という)を明確にし、担当部長は、設計者との連絡を行なう。</li> </ul> <p>(3) 各管理者は、重要度区分に従い、設計の進行に応じて、設計計画書を適宜、適切に改訂する。</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 設計者は、加工施設の要求事項に適切するインプットを明確にし、記録を維持する。インプットには次の事項を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 機能又は性能に関する要求事項(設計・工事認可の安全設計に関する事項等)</li> <li>b. 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報</li> <li>c. 適用される場合、規制要求事項(加工施設の技術基準に関する規則等)</li> <li>d. 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</li> </ul> <p>(2) 保安管理者は、加工施設の要求事項に適切するインプットについて、その妥当性を審査し、承認する。要求事項は、漏れがない、あいまい感がない、明白であることを旨とする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 設計者は、設計・開発からのアウトプットに不適切な情報を含む場合、それを参考している。</p> <p>(2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</li> <li>b) 調達及び業務の実施(加工施設の使用を含む)に対して適切な情報(設備の機能が喪失あるいは劣化することを防止するために、特別の環境条件を設定する必要があるなどといった条件を含む)を提供する。</li> <li>c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</li> <li>d) 安全な適用及び適正な使用に不可欠な加工施設の特性を明確にする。</li> </ul> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 設計管理者は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画された通りに体系的なレビューを行う。</p>

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業委託許可)	保安品質保証計画書 (令和3年3月)
<p>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b. 設計開発に必要な情報の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象などないる設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた指置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(i) 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の検証の結果及び当該検証の結果に基づき講じた指置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に(1)の検証をさせない。</p> <p>(x) 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下(ア)において「設計開発妥当性確認」といふ。)を実施する。</p> <p>(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた指置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(ア) 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合には、当該変更の内容を識別することができるようになるとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行った場合に当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が加工施設及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。</p> <p>(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果及びその結果に基づき講じた指置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(イ) 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」といふ。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」といふ。)に適合するようになります。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合には、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p>	<p>a) 設計・開発の結果が要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 開発を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となる各部の代表及び当該設計開発に係る個別業務等に係る専門家を含める。</p> <p>(3) レビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計管理者は、設計・開発からのアラートが設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行なうこととする。</p> <p>(2) 検証結果記録、及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。</p> <p>(3) (1)の検証は、当該の設計者以外の者が行う。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 設計者は、結果として得られる加工施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たしえることを確実にするために、計画した方法に従って設計・開発の妥当性確認を実施する。なお、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行なうことができない場合には、当該機器等の使用を開始する前に妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 実行可能な場合には、加工施設の使用時に、上記の妥当性確認を完了する。ただし、使用前確認を受けた以降でないと妥当性確認ができない場合は、試験装置又は機能試験を実施してもよい。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果、及び必要な処置があればその処置の記録を作成し、管理する。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 設計者は、設計・開発変更内容を設計計画書に明確に記載しその記録を維持する。</p> <p>(2) 設計管理者は、設計変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 設計管理者は、設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の加工施設を構成する要素及び関連する加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含める。</p> <p>(4) 変更のレビューの結果、及び必要な処置があればその処置の記録を作成し、管理する。</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 保安部長は、以下の調達物品(調達する物品及び役務を合わせて調達製品といふ。)の調達に際し、要求事項に適合することを確認するため、「購買規程」を定める。</p> <p>(2) 保安管理部長は、グレード分けに応じて、調達製品の供給者及び調達製品に適用される管理の方法(調達製品が調達要求事項に適合していることを確認するための、機器単位の検査や調達製品の妥当性確認等の適切な方法)及び程度を定める。(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書等で定める。)この場合には、評価に必要な情報を調達製品の供給者等が入手し、当該一般産業用工業品については、評価に必要な評価を実施する。</p> <p>(3) 一般産業用工業品が調達製品要求事項に適合していることが確認できるよう評価を行うこと。</p> <p>(4) 一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。</p> <p>(5) 依頼元がその業務結果の妥当性を確認した段階で、業務を完了するものとする。</p> <p>7.5.6 依安組織外の業務依頼</p> <p>保安管理組織外の部署に保安に關係する個別業務を依頼する場合、以下に基づいて実施する。</p> <p>保安管理組織外の部署に個別業務の依頼を行な場合、依頼先の部署にその業務を遂行する能力があることを依頼元の部署が確認し、また内部監査に上りその能力が維持されていることを確認する。</p> <p>個別業務の依頼を行なに当たり、依頼元の部署は業務の依頼内容に関する文書を作成し、依頼元及び依頼先双方の部署で保管する。</p> <p>個別業務の進捗状況に於いて、必要に応じて依頼元及び依頼先双方の部署で業務の審査を行い、その結果及び必要とした処置の記録を維持する。</p> <p>(3) 保安管理部長は、(2)で定めた管理の方法と程度に従って調達製品を供給する能力を評価し、運送の根拠として供給者を評価し、供給者が選定し、選定する。また、供給者が選定し、選定する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p>

加工施設の保守のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項		保安品質保証計画書 (令和3年3月)
(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(1) 保安管理部長は、評価の結果、及び評価によって必要とされた処置がなされた記録を作成し、管理する。	
(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(調達製品の調達後における維持又は運用に必要な技術情報(加工施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に係る事項を含む。)を定める。	(5) 調達請求元は、個別業務計画において、適切な調達の実施及び当該情報を他の加工事業者と共有する場合に必要な措置に関する管理事項を含む。)を定める。	
(7) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	7.4.2 調達要求事項	
(1) 組織は、調達物品等の供給者との業務のプロセス及び設備に係る要求事項	(1) 調達請求元は、次の事項のうち該当する事項並びに保安に関する事項を含め、調達製品に対する要求事項を定め、仕様書又はその他の運送書等に文書化する。 a) 調達製品、手順、プロセス及び設備に対するGNI-1の承認に関する要求事項 b) 公的資格や供給者の社内認定制度による認定等、供給者の要員の適格性確認に関する要求事項	
a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	c) 供給者の品質マネジメントシステム等に関する認定等、供給者の要員の適格性確認に関する要求事項	
b. 調達物品等の供給者の要員の能力に係る要求事項	d) 不適合の報告又は調達製品等の報告を含む。)及び処理に関する要求事項	
c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステム等に関する要求事項	e) 供給者が健全な安全文化を形成成し、供給者等の供給者の工場等で使用前事業者検査等その他の個別業務を行つて工場等の施設に立ち入りることを含める。	
d. 調達物品等の不適合の報告及ひ処理に関する要求事項	f) 一般産業用工業品を加工施設に使用するに当たつての評価に必要な要求事項	
e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育むに必要な要求事項	g) その他調達製品等に関する必要な要求事項(調達製品の調達後における維持又は運用に必要な技術情報(保安に関するものに限る。)の提供に関すること。等)	
f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たつての評価に必要な要求事項	(2) 調達請求元は、個別業務計画として、調達製品の供給者の工場等で使用前事業者検査等その他の個別業務委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入りることを含める。	
g. その他調達物品等に必要な要求事項	(3) 調達請求元は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確認する。	
(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による該当工場等への立入りに関する事項を含める。	(4) 調達請求元は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に對し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させること。	
(3) 組織は、調達物品等の供給者に對し調達物品等に関する情報と、該当の調達物品等を保管するに當たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	7.4.3 調達製品の検証	
(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に對し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(1) 調達請求元は、調達製品が規定した調達要求事項を満たしているために、「購買規程」に基づ必要な検証又はその他の活動を実施する。 (2) 供給者先に出向いて検証を実施する場合、調達請求元は、その検証の要領及び調達製品のリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。	
(5) 組織は、調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	7.5 業務の実施	
(6) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしだときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者から出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	各管理者は、個別業務を管理された状態で実施しなければならない。管理された状態には次の事項のうち、該当するものを含めなければならない。 (1) それぞれ所掌する保安活動のために必要な情報(保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、並びに当該機器等の使用又は個別業務の実施により造り出されるべき結果を含む。)を利用できる体制にすること。 (2) 要員が必要に応じて規程類等を利用してあるように、4.2.3 項「文書管理」に従つて管理すること。 (3) 保安規定で定める加工施設及び設備において燃耗物質を取り扱うとともに、日常の設備点検及び定期事業者検査等を行うこと。 (4) 監視機器及び測定機器が利用できる体制であるように、7.6 項「監視機器及び測定機器の管理」に基づき管理すること。 (5) 保安規定第30条に基づき測定された加工施設の操作に関する規程類及び測定が、また、保安規定第38条～第55条及び第74条～第76条の2に定められた放射線管理及び放射性汚染物質管理に係る監視及び測定が実施されていること。 (6) 懸念する規程類等の定めるところに従い、使用前事業者検査等を含め、検査結果または測定結果に基づき、個別業務のリースに対する承認が行われること。	
(7) 個別業務の管理	(7) 保安規定第30条に基づき測定された加工施設の操作に関する規程類及び測定が、また、保安規定第38条～第55条及び第74条～第76条の2に定められた放射線管理及び放射性汚染物質管理に係る監視及び測定が実施されていること。 (8) 個別業務の実施に応じて規程類等の定めるところに従い、使用前事業者検査等を含め、検査結果または測定結果に基づき、個別業務の実施に応じて規程類等の定めるところに従い、使用前事業者検査等を含め、検査結果または測定結果に基づき監視測定を実施していること。	
(8) 個別業務計画に記載する内容等を除く。)	(9) 個別業務の実施に応じて規程類等の定めるところに従い、使用前事業者検査等を含め、検査結果または測定結果に基づき監視測定を実施していること。	
a. 加工施設の保安のためには必要な情報が利用できる体制にあること。	(9) 個別業務の実施に応じて規程類等の定めるところに従い、使用前事業者検査等を含め、検査結果または測定結果に基づき監視測定を実施していること。	
b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	(1) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	
c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。	(1) 個別業務の実施に係るプロセスの結果と、それ以降の監視測定では該当プロセスの結果又は測定で検証する不可能な場合(個別業務が実施された後に生じるアウトバットが、それ以降の監視又は測定が実施されない場合を含む。)には、各管理者は、その個別業務の該当するプロセスの妥当性確認を行つ。	
d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	(2) 妥当性確認を行つた場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	
e. (ニ)の規定に基づき監視測定を実施していること。	(3) 各管理者は、上記の妥当性確認の対象としたプロセスについて、プロセスの内容等から該当しないのを除いて、次の事項を明確にする。	
f. 品管規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行つていていること。	(4) 各管理者は、(1)の妥当性確認の対象としたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	
(9) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	a) プロセスの審査及び承認のための判定基準	
(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では該当プロセスの結果が明確にななる場合(個別業務が実施された後に生じるアウトバットが、それ以降の監視又は測定が実施されない場合を含む。)には、各管理者は、その個別業務の該当するプロセスの妥当性確認を行つ。	b) 設備の承認及び手順の適用	
(2) 組織は、(1)の妥当性確認を行つた場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	c) 所定の方針及び手順の適用	
(3) 組織は、(1)の妥当性確認の対象としたプロセスについて、プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)	d) 記録に関する要求事項	
(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象としたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。		
a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準		
b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法		

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可)		保安品質保証計画書 (令和3年3月)
c. 妥当性確認の方法		
(1) 認別管理 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び機器等の状態を識別し、管理する。		c) 妥当性の再確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む)の方法
(2) レーザビリティの確保 組織は、トーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいつ。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。		7.5.3 識別及びトレーサビリティ (1) 必要な場合には、各管理者は、個別業務の計画及び実施の全プロセスにおいて、実施する個別業務及び加工施設の各業務の記載や設備路板の貼付等、適切な手段で識別し、管理する。 (2) 各管理者は、個別業務の計画及び実施の全プロセスにおいて、監視及び測定の要求事項に関連して、次のような業務の状態を識別する。 ①プロセスの状態の識別として、設備の検査等の状態(合否を含む検査結果)の表示 ②加工施設の状態の識別として、保管に管轄をする設備に関する状態(運転・休止・保守中等の区別を明確にする状態の表示) (3) 保安規定別表18に定める保安に関する記録(設備の機能・性能の確認結果や補修および改造の結果を含む)等トレーサビリティが要求事項となっている場合、各管理者は、個別業務又は加工施設について、個別に、番号・名称等で識別し、1対1の対応付けした管理を行。また、それらの管理の状態の記録を作成し、管理する。
(3) 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。		7.5.4 外部の所有物 保安管理部長は、保安に必要なGMP-1以外の所有物(IAEAの保険措置用物品を含む)IS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいり、に則して、それがGMP-1の管理下にある世、注意を払い、必要に応じて記録を維持する場合の扱いを、「核燃料加工施設操作規程」に含め定める。
(4) 調達物品の管理 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。		7.5.5 調達物品の保存 各管理者は、加工施設の取替品・予備品及び非常時用の資機材を含む調達製品の検証後、受入検査合格から据付又は使用までの間、要求事項への適合を維持するよう調達製品を管理する。この保管に当たっては、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含め適切な方法を定めるものとする。
(5) 監視測定のための設備の管理		7.6 監視機器及び測定機器の管理 各管理者は、個別業務の計画に基づき、次の事項を実施する。 (1) 各管理者は、個別業務に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定、並びにそのための必要な監視機器及び測定機器を規程書化する。 (2) 各管理者は、監視機器及び測定の整合性を確保できる方針(監視及び測定の対象、機器、実施者、記録、評価・判定基準、頻度、等で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを規程化する。 (3) 品質保証部長は、定期事業者検査等、日常の監視業務も含めて監視測定の結果の妥当性を確保するため、必要な計測機器に対して次の事項を含む管理規程書を定める。 a.あらかじめ定めた間隔で、又は使用前に、計量の標準まで追跡することができる方法(当該計量の標準が存在しない場合には、校正又は検証の根拠について記録する方法)により度又は検量がなされないこと。 b.校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 c.所要の調整がなされていること。 d.監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 e.取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合は、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講ずる。 (6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。 (7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したものとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。
へ評価及び改善		8.評価及び改善 (1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。
(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。		8.監視測定、分析、評価及び改善 (1) 各管理者は、次の事項のために必要な監視測定、分析、評価及び改善のプロセスについて、データ収集・分析での統計的手法等の適用可能な方法、及びその適用の程度を決定することを含めて計画し、実施する。 a) 業務・加工施設に対する要求事項への適合性を実証する。 b) 品質マネジメントシステムの適合性を確認する。 c) 取り組むべき改善に關係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。 (2) 保安装置部長は、監視測定の結果を、必要な際に要員が容易に利用できるようにする。
(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。		

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可)		保安品質保証計画書 (令和3年3月)										
(iv) 組織の外部の者の意見 (1) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る組織の外部の者の意見を把握する。	(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る組織の外部の者の意見を把握する。	を構築する。										
(v) 内部監査 (1) 組織は、品質マネジメントシステムの成績を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を達成していくかどうかに關し、外部監査結果、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見並びに原子力規制委員会の指摘等を含め、7.2.3 「項目別組織の外部の者のとのコミュニケーション」へ手した組織の外部の者の意見を把握する。	(2) 保安管理部長は、(1)についての情報の人手及び使用の方法を規定する。	8.2 組織の外部の者の意見 (1) 各管理者は、品質マネジメントシステムの成績を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を達成していくかどうかに關し、外部監査結果、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見並びに原子力規制委員会の指摘等を含め、7.2.3 「項目別組織の外部の者のとのコミュニケーション」へ手した組織の外部の者の意見を把握する。										
(vi) 品質規則に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項 a. 実効性のある実施及び実効性の維持 (2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、順序、方法及び責任を定める。	(3) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る組織の外部の者の意見を把握する。	8.3 内部監査 (1) 保安管理責任者は、客観的な評価を行うことができる組織の外部の者の意見を把握するため、内部監査を計画し、年1回以上実施させ、報告させる。 a) 品質マネジメントシステムに係るか否かを明確にし、評価するところ。 b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されていること。 (3) 保安管理部長は、監査員の強度、監査の判定基準、範囲、順序及び方法に関することが求め事項などを含めて「保安品質監査規程」に定める。 (4) 保安管理部長は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、内部監査実行計画を作成する。										
(7) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る組織の外部の者の意見を把握する。	(8) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る組織の外部の者の意見を把握する。	8.4 プロセスの監視及び測定 (1) 組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定める。 (7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。 (8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅延なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。										
(9) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る組織の外部の者の意見を把握する。	(10) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る組織の外部の者の意見を把握する。	8.5 監査リーダーは、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。 (6) 保安管理部長は、(5)の保安管理部長を除く保安管理組織の部長は、監査の結果を確認し、その結果を保安管理責任者へ報告する。かつ、核燃料取扱主任者の承認を得て、放射線安全管理委員会に報告する。また、監査及びその結果の記録を維持する。 (7) 監査リーダーは、監査時に検出された不適合及びその原因の除去並びに安全文化の劣化兆候とその対策に關して、遅滞なく修正及び是正処置全てがとられるよう、「保安不適合管理及び是正・天然防止処置規程」に従つて管理を行う。被監査部門長は、検出された不適合または改善事項について、その原因を除去するために、遅滞なく必要な修正及び是正処置並びに安全文化の劣化兆候とその対策がとられるることを確実にするための計画を立て、改善を実施する。										
(11) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る組織の外部の者の意見を把握する。	(12) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る組織の外部の者の意見を把握する。	8.6 プロセスの監視及び測定 (1) 各管理者は、品質マネジメントシステムのプロセスを以下に示す項目に従つて監視する場合、及び適用可能な場合に行う測定にあたっては、監視測定の実施時期、監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期を含め適切な方法を適用して行う。 なお、「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。 (2) プロセスの監視測定 (1) 組織は、当該プロセスの監視測定を行つ場合は、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅延なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告する。										
(13) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る組織の外部の者の意見を把握する。	(14) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る組織の外部の者の意見を把握する。	8.7 計画・監視・測定項目 <table border="1"><tr><td>運営管理プロセス</td><td>・保安品質目標の達成度 ・マネジメントレビューの結果に基づく改進率</td><td>責任者 保安管理部長</td></tr><tr><td>資源の運用管 理プロセス</td><td>・教育・訓練の実施率 ・業務プロセスと 業務プロセス の計画と実績 の比較 ・定期事業者検査の計画と実績 ・環境科物質の在庫量 ・放射性液体／気体送り物放出値 ・法定検査での指摘事項</td><td>担当部長 環境安全部長</td></tr><tr><td>評価及び改 善プロセス</td><td>・是正・未然防止処置の実施率 ・内部監査コントロールの実施率</td><td>保安管理部長</td></tr></table> *:1:保安規定で定める監視・測定項目とする (2) 監視及び測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いるものとする。 (3) 各管理者は、上記の監視及び測定方法によりプロセスが5.4.2 項(1)の保証計画及び7.1 項(1)の規程類	運営管理プロセス	・保安品質目標の達成度 ・マネジメントレビューの結果に基づく改進率	責任者 保安管理部長	資源の運用管 理プロセス	・教育・訓練の実施率 ・業務プロセスと 業務プロセス の計画と実績 の比較 ・定期事業者検査の計画と実績 ・環境科物質の在庫量 ・放射性液体／気体送り物放出値 ・法定検査での指摘事項	担当部長 環境安全部長	評価及び改 善プロセス	・是正・未然防止処置の実施率 ・内部監査コントロールの実施率	保安管理部長	
運営管理プロセス	・保安品質目標の達成度 ・マネジメントレビューの結果に基づく改進率	責任者 保安管理部長										
資源の運用管 理プロセス	・教育・訓練の実施率 ・業務プロセスと 業務プロセス の計画と実績 の比較 ・定期事業者検査の計画と実績 ・環境科物質の在庫量 ・放射性液体／気体送り物放出値 ・法定検査での指摘事項	担当部長 環境安全部長										
評価及び改 善プロセス	・是正・未然防止処置の実施率 ・内部監査コントロールの実施率	保安管理部長										

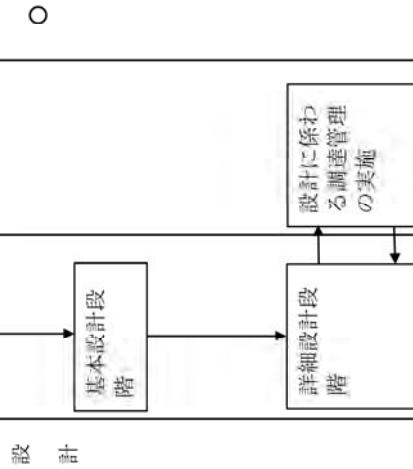
加工施設の保守のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業要覧許可)		保安品質保証計画書 (令和3年4月)									
<p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講ずる。</p> <p>(5) 組織は、(1)及び(4)(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができない場合、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該問題に対応して適切な措置を講ずる。</p> <p>(6) 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、アコセス次の段階に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を実施するまでは、アコセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定する。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に開示していない要員と読むべきものとする)を確保する。</p> <p>(6) (5)の規定は、自主検査等において、「当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に開示していない要員」と読むべきものとする。</p> <p>(7) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特注し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに開示する責任及び権限を手順書等に定める。</p> <p>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>b. 不適合についての承認を行うこと(以下「特別採用」という)。</p> <p>c. 個別業務の実施に係る記録及び当該不適合についての措置を講ずること。</p> <p>d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起因する影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 組織は、(3)d.の措置を講じた場合には、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検査を行う。</p>		<p>に定めた計画どおりの結果を得ていることを実証する。</p> <p>(4) 各管理者は、監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講ずる。</p> <p>(5) 各管理者は、5.4.2項(1)の保安品質保証計画書及び7.1項(1)の規制類に定めた計画どおりの結果を得ることを得るために、当該アコセスの問題を特定し、当該問題に対応して適切な措置を講ずる。</p> <p>8.5 機器等の検査等</p> <p>(1) 各管理者は、加工施設の要求事項が満たされたために、加工施設の検査及び試験に係る規程類を定め、実施する。</p> <p>(2) 検査及び試験は、業務の計画に従って、以下の(3)～(6)により適切な段階で実施する。</p> <p>(3) 検査及び試験の合否判定基準への適合の記録を作成し、管理する。ただし、当該承認の権限を持つ者が、個別業務プロセス計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りではない。</p> <p>(4) リース(使用又は次工程への引き渡し)を正式に許可した者を特定できる記録を作成し、管理する。ただし、当該承認の権限を持つ者が、個別業務プロセス計画に定める手順により特に承認する場合は、この限りではない。</p> <p>(5) 各管理者は、検査・試験・検査結果が合否判定基準に適合していることを確認するまでリースを行うことを確認しない。</p> <p>(6) 社長及び各管理者は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に開示していない要員もしくは組織の外部の要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判断を行なうにあたり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況において使用前事業者検査等を実施させる。</p> <p>(7) (6)の規定は、自主検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に開示していない要員又は組織の外部の要員で必要な力量を有する者と認められるものとする。</p> <p>8.6 不適合管理</p> <p>(1) 保安管理部長は、個別業務又は加工施設に対する要求事項に適合しない状態(以下「不適合」という。)が放置されることを防ぐために、それらの識別、報告、応急処置等、不適合の責任及び権限を含め、「保安不適合管理及び不適合情報の公開、技術情報の共有並びにそれに関連する責任及び権限を含め、「保安不適合管理及び不適合処置規程」を定める。</p> <p>(2) 不適合を発見した場合、所管部署の管轄者は「保安不適合管理及び不適合情報を公開する」としての適用ルール、又は合規と判定することを正式に許可する。</p> <p>(3) 本來の意図された使用又は適用ができないような措置(識別、隔離、廃棄等)を講ずる。</p> <p>(4) 不適合への引渡し後及び個別業務の実施後に不適合が発生した場合には、その不適合による影響又は起り得る影響について評価を行い、適切な措置を講ずる。</p> <p>(5) 各管理者は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた特別採用の記録(特別採用の結果、当該不適合が原子力の安全に影響を及ぼしていない限りについて確認するための記録を含む。)を作成し、これを保管する。</p> <p>(1) 各管理者は、不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための検査を行なう。</p> <p>(5) 保安管理部長は、調達製品の技術情報及び施設管理により得られた技術情報であって、保安の向上に資するため必要な技術情報を、他のウラン加工事業者と共に共有する措置を講ずる。</p> <p>(6) 各管理者は、「保安不適合管理及び不適合処置規程」に従い、不適合を処理し、保安管理部長へ報告する。</p> <p>8.7 データの分析及び評価</p> <p>(1) 各管理者は、品質マネジメントシステムの実効性のあるものであることを実証するため、及び品質マネジメントシステムの実効性の改進の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含むものとする。また、品質マネジメントシステムの実効性の改進には、品質マネジメントシステムの実効性を改善するプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行ない、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを目指す。</p> <p>(2) 分析対象</p> <table border="1"> <tr> <td>・所管官庁検査の結果</td> <td>責任者</td> <td>担当部長</td> <td>原子力の安全の達成に関する外</td> </tr> <tr> <td>・所管官庁の指摘事項</td> <td></td> <td></td> <td>部の受止め方</td> </tr> </table>		・所管官庁検査の結果	責任者	担当部長	原子力の安全の達成に関する外	・所管官庁の指摘事項			部の受止め方
・所管官庁検査の結果	責任者	担当部長	原子力の安全の達成に関する外								
・所管官庁の指摘事項			部の受止め方								

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業登録許可)		保安品質保証計画書 (令和3年3月)	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・不適合報告内容 (判定基準からの逸脱度、他施設の不適合)</li> <li>・保安品質目標の達成度</li> <li>・内部監査指標項目</li> <li>・不適合等発生件数</li> <li>・マネジメントレビューの結果に基づく改善率</li> <li>・調達先の評価結果</li> <li>・供給者の能力</li> </ul>	<p>担当部長 個別業務に対する要求事項への適合</p> <p>保安管理部長 是正処置等の機会を得ることを含む、プロセスと原子力施設の特性及び傾向</p> <p>・内部監査の有効性 ・是正・未然防止処置の有効性</p>
		<p>(2) 各管理者は、データの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他の分析により得られる知見</p> <p>b. 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c. 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>d. 調達物品等の供給者の供給能力</p>	<p>a) 原子力の安全の達成に関する情報(組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他の分析により得られる知見)</p> <p>b) 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c) 不適合には至らない加工施設及びプロセスの特性及び傾向(是正処置から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会となるものを含む)、プロセス及び加工施設の特性及び傾向</p> <p>d) 供給者の能力</p>
		<p>(3) 集約的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講ずる。</p>	<p>8.8 改善</p> <p>8.8.1 継続的改善 保安管理責任者は、保安品質方針、保安品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、改善が必要となる事項を明確にするとともに、品質マネジメントシステムの実効性を向上させための継続的改善を実施する。</p>
		<p>(4) 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講ずる。</p> <p>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>(c) 必要な是正処置を明確にし、実施すること。</p> <p>(d) 講じた全て的是正処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>(e) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。</p> <p>(f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(組織の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様な事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるもの)を含む。)については、根本原因分析に関する要求事項を規定するために「保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程」を作成し、分析を行う。</p>	<p>a) 不適合等の情報の収集及び整理と技術的、人間及び組織的側面等の考慮を含む分析</p> <p>b) 不適合の原因の特定 必要に応じて日常のプロセスについてのマネジメントや安全文化との関係整理を含む。)</p> <p>c) 類似の不適合等の事象の有無又はそれが発生する可能性の明確化(日常のプロセスについてのマネジメントや安全文化との関係整理を含む。)</p> <p>d) 不適合等の再発防止及び実施</p> <p>e) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>f) 実施した是正処置の実効性の評価</p> <p>h) 必要に応じて、計画の策定段階でシステムの変更</p> <p>i) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(組織の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様な事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるもの)を含む。)については、根本原因分析に関する要求事項を規定するために「保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程」を作成し、分析を行う。</p>
		<p>g. 講じた全て的是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(2) 組織は、(1)aからg.に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p>(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講ずる。</p> <p>(3) 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起り得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講ずる。</p> <p>a. 起り得る不適合及びその原因について調査すること。</p>	<p>(1) 各管理者は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置を行い、保安管理部長へ報告する。</p> <p>(2) 各管理者は、是正処置の実効性について核燃料取扱主任者の確認を得て、放射線安全管理委員会へ報告する。</p> <p>(3) 保安管理部長は、是正処置の実効性について核燃料取扱主任者の確認を得て、放射線安全管理委員会へ報告する。</p> <p>(4) 保安管理部長は、手順書に基づき、複数の不適合等に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にし、適切な措置を講ずる。</p> <p>8.8.3 未然防止処置</p> <p>(1) 保安管理部長は、他の原子力施設その他の施設(国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいら)から得られた知見(他のウラン加工事業者が公開したもの)の施設で起り得る不適合(上記の原子力施設その他の施設における不適合の原因を明確にし、適切な措置を講ずる)の重要性に応じて、以下の事項に従い、適切な未然防止処置を実施する。</p> <p>(2) 保安管理部長は、次の事項に従うる要求事項を「保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程」に定める。</p> <p>a. 起り得る不適合及びその原因について調査すること。</p>

加工施設の保守のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業登録許可)	保安品質保証計画書 (令和3年3月)
<p>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</p> <p>c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。</p> <p>d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(2) 組織は、(1)a, b, c, eに掲げる事項について、手順書等に定めある。</p>	<p>b) 未然防止処置の必要性の評価</p> <p>c) 必要な未然防止処置の明確化及び実施</p> <p>e) 実施した未然防止処置の実効性の評価</p> <p>d) 実施した未然防止処置の結果を含む未然防止処置活動の結果の記録の作成</p> <p><b>【(2)に含む】</b></p>

添2表2 本申請に係る設計及び工事に関する品質保証活動の実績及び計画

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		実績 (○) 計画 (△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実績、計画)	
	当社	調達先		実績又は計画	実績又は計画
	概念設計段階			<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の設計に係る業務の実施については、担当部長(製造部長、環境安全部長、保安管理部長、業務部長、品質保証部長)がプロセス責任者<sup>*2</sup>として手順書を定め、それぞれの業務を統括した。</li> <li>設計担当課<sup>*</sup>は、設計計画書を作成し、設計の性質・期間等、審査・検証及び妥当性確認の方法、設計プロセスに関する責任及び権限、必要な内部及び外部の資源を明確化した。</li> <li>製造部生産技術課は、「加工施設建屋、設備の耐震設計等の技術評価手順」を発行し、各施設に対する設計・開発へのインアバットである機能及び性能に関する要求事項、適用される法規・規制要項等を明確化した。設計担当課は、本手順書に基づき、変更する施設の設計計画書を作成した。</li> <li>設計管理者である設計担当課長は、設計計画書の記載内容の適切性をレビューし、設計担当課長が設計計画書を承認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安管理組織職務規程 (SBP0200000-00032)</li> <li>製造部の組織図と業務分掌 (MSP020000-00004)</li> <li>環境安全部の業務組織・業務分掌 (SSP0950000-00004)</li> <li>保安管理部の業務組織・業務分掌 (SSP0950000-00006)</li> <li>業務協調連携組織及び業務力アップ (FSP0400000-00009)</li> <li>品質保証部組織および業務分掌 (QSP0030000-00002)</li> <li>施設変更管理制度規程 (SBP0410000-00002)</li> <li>加工施設建屋、設備の耐震設計等の技術評価手順 (MSP0900000-00024)</li> </ul>
設計	基本設計段階	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>調達請求元の担当課は、新規制基準に基づき設計検討が必要となる施設の技術的要件を定めた機器・購入仕様書を作成し、内容の適切性や設計計画書の内容が適切に反映されていることをレビューした後、核燃料取扱主任者が保安重要度に応じた保安調達要求事項の確認を行い、調達請求元の課長が機器・購入仕様書を承認した。</li> <li>保安管理部は、設計業務を外注する調達先に対して、経営状態や納入実績等の一般事項を定めた機器・購入仕様書を発行し、設計計画書の内容が適切に反映されていることをレビューした後、核燃料取扱主任者は承認した。</li> <li>保安管理部は、設計業務を外注する調達先に対して、経営状態や納入実績等の一一般事項を定めた機器・購入仕様書を発行し、設計計画書の内容が適切に反映されていることをレビューし、保安管理部長は承認した。</li> <li>業務部調達課は、調達請求元の担当課が発行した機器・購入仕様書に基づき、設計業務の発注を行った。</li> <li>調達請求元の担当課は、設計業務を外注した調達先での設計検証の結果を確認するか、あるいは同様の確認を課内で実施し、報告書としてまとめた。</li> <li>調達請求元の課長は、設計者以外の者に報告書を検証させ、承認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購買規程 (PB0400000-00001)</li> <li>機器・購入仕様書</li> <li>調達先承認シート</li> <li>設計検証社内報告書</li> </ul>



各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実績、計画)	
	実績 (○) /計画 (△)	当社 調達先	実績又は計画	関連する社内手順*1 記録等
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計担当課長は、設計・開発のアウトプットの体系的なレビューを実施するために、設計担当課に、設備設計審査委員会において設備使用部門の者と当該設計・開発に係る専門家を含む参加者によるレビューを受審させた。</li> <li>・設計担当課長は、設計・開発のアウトプットの体系的なレビューを実施するために、設計担当課長に放射線安全委員会の審議を受審させ、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、放射線安全委員会は審議結果を社長に答申した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備保守管理体制規程 (MBP0130000-00002)</li> <li>・設備設計審査規程 (MBP0090000-00012)</li> <li>・放射線安全委員会規程 (SBP010T007-00003)</li> <li>・設計検証社内報告書</li> <li>・設備DR委員会審査資料</li> <li>・設備DR委員会審査記録</li> <li>・放射線安全委員会審査資料</li> <li>・放射線安全委員会審査記録</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計担当課長は、設計・開発のアウトプットの体系的なレビューを実施するために、設計担当課に、設備設計審査委員会において設備使用部門の者と当該設計・開発に係る専門家を含む参加者によるレビューを受審させた。</li> <li>・設計担当課長は、設計・開発のアウトプットの体系的なレビューを実施するために、設計担当課長に放射線安全委員会の審議を受審させ、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、放射線安全委員会は審議結果を社長に答申した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計変更管理体制規程 (SBP0410000-00002)</li> <li>・施設申請内容の連絡書</li> <li>・外部提出図書レビューシート</li> <li>・放射線安全委員会審査記録</li> </ul>
			<p>○</p> <pre> graph TD     A[詳細設計段階(継ぎ)] --&gt; B[設計申請]     </pre>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計担当課長は、設計申請に必要となる設計と工事の方法を示した書類を作成し、環境安全部門技術ユニットに提出された書類を基に設計申請書を作成した。</li> <li>・環境安全部門は、安全性に関する審査を行わせるために、安全技術ユニットリーダーに放射線安全委員会の審議を受審させ、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、放射線安全委員会からの答申を受けた社長の承認を得た。</li> <li>・安全技術ユニットリーダーは、社長承認を受けた申請書を原子力規制委員会に申請した。</li> </ul>
			<p>△</p> <pre> graph TD     A[工事計画の作成] --&gt; B[工事及び検査]     </pre>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の工事及び検査に係る業務の実施については、担当部長(製造部長、環境安全部長、保安管理部長、業務部長、品質保証部長)がプロセス責任者*2として手順書を定め、それぞれの業務を統括する。</li> <li>・工事担当課は、基本工事計画を作成する。工事担当課長は、工事担当課長に基本工事計画とともに、放射線安全委員会の審議を受審させ、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、放射線安全委員会からの答申を受けた社長の承認を得る。</li> <li>・工事担当課は、工事を実施するにあたり、より詳細な実施段階の工事計画を作成し、当該設備を管理する部署及び当該工事に關係する部署の承認を得て発行する。</li> </ul>

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実績、計画)	
	実績 (○) 計画 (△)	当社 調達先	実績又は計画 工事に係わる調達管理の実施	実績又は計画 工事の実施
			<ul style="list-style-type: none"> <li>工事担当課は、機器・購入仕様書に工事に係る調達要求事項を明確に記載し、核燃料取扱主任者の確認及び工事担当課長の承認を得ておく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>閲道する社内手順*1 ・機器・購入仕様書</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>工事に機器・購入仕様書に記載した調達要求事項が満たされてることを確認する。 工事担当課長は、当該設備の機能試験結果を、所屬部門の部長、設備を所管する部長、核燃料取扱主任者及び社長へ報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購買規程 (PBPO400000-00001)</li> <li>・設備保守管理規程 (MBP0130000-00002)</li> <li>・査収報告書 ・機能試験報告書</li> </ul>
△			<p>検査責任者は、環境安全部安全技術ユニットに使用前事業者検査要領書(検査項目及び検査場所、検査前条件、検査方法及び検査基準等を定める)を作成させ、これを承認し、検査の独立性、力量を考慮した実施体制等を定めることとする。</p> <p>品質保証部計測機器管理責任者は、検査に用いる計測器の校正に関する管理業務を行う。</p> <p>検査員又は検査責任者は、使用前事業者検査要領書に基づき、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が技術基準に適合することを最終判断する。</p> <p>検査責任者は核燃料取扱主任者の確認を得て、設備管理元部門長及び環境安全部長へ送付する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規制基準に係る使用前事業者検査要領書 ・検査実施手順 (SSFP0410000-00008)</li> <li>・計測機器精度管理規程 (QBP0090000-00003)</li> <li>・計測機器管理表</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>設備設計審査委員会で、施工確認、機能確認の対象となつたものは、設計担当課は確認結果を設備設計審査委員長に報告し、承認を得る。</li> <li>放射線安全管理委員会で、設備安全認定(現場診断)の対象となつたものは、設計担当課は放射線安全管理委員会による設備安全認定(現場診断)を受け、核燃料取扱主任者の確認を得る。</li> <li>環境安全部安全技術ユニットは、設備の台帳を更新する。</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>設備保守管理規程 (MBP0130000-00002)</li> <li>・放射線安全管理委員会規程 (SBPQ101007-00003)</li> <li>・施設変更管理規程 (SBPQ41000C-00002)</li> <li>・設備台帳</li> </ul>
				<p>適合性確認、 検査の実施 (妥当性確認)</p>

\*1: 2次文書と3次文書との関係を添2表2-1に示す。

\*2: プロセス責任者と所掌する職務及び手順書類(本申請に關連するもの)との関係を添2表2-2に示す。

添2表2-1 2次文書と3次文書との関係

2次文書	3次文書*
保安管理組織職務規程 (SBP0200000-00032)	製造部の組織図と業務分掌 (MSP00200000-00004) 環境安全部の業務組織・業務分掌 (SSP0950000-00004) 保安管理部の業務組織・業務分掌 (SSP0950000-00006)
業務部調達課組織及び業務ガイド (PSP0400000-00009)	品質保証部組織及び業務分掌 (QSP0030000-00002)
施設変更管理規程 (SBP0410000-00002)	加工施設建屋、設備の耐震設計等の技術評価手順 (MSP0090000-00024) 新規制基準に係る使用前事業者検査実施手順 (SSP0410000-00008)
購買規程 (PBPO4000000-00001)	保安関連調達先の評価手順 (SSP0200000-00004)
設備保守管理規程 (MBP0130000-00002)	設備設計審査規程 (MBP0090000-00012) 構内工事管理規程 (SBP0200000-00027)
放射線安全管理委員会規程 (SBP0101007-00003)	計測機器精度管理規程 (QBP0090000-00003) -

\*3次文書は担当課長が定めるものもある。

添2表2-2 プロセス責任者と所掌する職務及び手順書類との関係

プロセス責任者	所掌する職務	所掌する手順書類	設計及び工事担当部門が所掌する本申請の案件
製造部長	加工施設の新設、更新、改造業務 上記に係る技術的業務	設備保守管理規程 製造部の組織図と業務分掌 加工施設建屋、設備の耐震設計等の技術評価手順 設備設計審査規程	第2貯蔵棟、D搬送路 汎用フード、粉末缶用台車、フード クレーン、搬送コンベヤ、リフタ、容器貯蔵コンベヤ ウラン貯蔵容器、粉末移し替えフード 焼油保管場 モニタリングポスト
環境安全部長	施設許認可取得業務 放射線管理の業務に係る技術性業務	施設変更管理規程 環境安全部の業務組織・業務分掌 新規制基準に係る使用前事業者検査実施手順	-
保安管理部長	保安品質マネジメントシステムの維持管理業務 建屋及び建屋付帯設備に関する業務 放射線管理に係る業務	保安管理部の業務組織・業務分掌 構内工事管理規程 放射線安全委員会規程 保安関連調達先の評価手順	-
業務部長	調達管理業務	購買規程 業務部調達課組織及び業務ガイド	-
品質保証部長	計測器に関する管理業務	計測機器精度管理規程 品質保証部組織および業務分掌	-

### 添付書類3. 申請に係る「加工施設の技術基準に関する規則」との適合性に関する説明書

今回申請する建物及び設備・機器について、「加工施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準」との適合性をそれぞれ添3表1-1及び添3表1-2に示す。ここで、各条項における設計番号と設計仕様は、添3表2のとおりである。

また、添3表1の詳細な内容は添3資料1~23に示す。ここで、添3資料1~23における許可No.は、添1表2の許可No.と同一のものである。

さらに、技術基準との適合性に係る基本方針書を添付説明書I~XIに示す。

なお、先行申請し認可された第1次設工認申請書から第3次設工認申請書において、次回以降の申請で適合性を確認するとしていた技術基準に基づく仕様については、本申請対象施設により適合性を確認するものではなく、既認可と本申請における仕様の間に設計上の不整合が生じていなかことを確認した。

以上の各表、資料及び添付説明書のリストを下記に示す。

添3表1-1 今回申請する施設の技術基準への適合性（建物・構築物）

添3表1-2 今回申請する施設の技術基準への適合性（設備・機器）

添3表2 設計番号に対する設計仕様

添3資料1 (核燃料物質の臨界防止)

添3資料2 (安全機能を有する施設の地盤)

添3資料3 (地震による損傷の防止)

添3資料4 (津波による損傷の防止)

添3資料5 (外部からの衝撃による損傷の防止)

添3資料6 (加工施設への人の不法な侵入等の防止)

添3資料7 (閉じ込めの機能)

添3資料8 (火災等による損傷の防止)

添3資料9 (溢水による損傷の防止)

添3資料10 (安全避難通路等)

添3資料11 (安全機能を有する施設)

添3資料12 (材料及び構造)

添3資料13 (搬送設備)

添3資料14 (核燃料物質の貯蔵施設)

添3資料15 (警報設備等)

添3資料16 (放射線管理施設)

添3資料17 (廃棄施設)

添3資料18 (核燃料物質等による汚染の防止)

添3資料19 (遮蔽)

添3資料20 (換気設備)

添3資料21 (非常用電源設備)

添3資料22 (通信連絡設備)

添3資料23 (その他事業許可で求める仕様)

- 添付説明書I 核燃料物質の臨界防止に関する説明書（基本方針書）
- 添付説明書II-1 安全機能を有する施設の地盤及び建物・構築物の地震による損傷の防止  
に関する説明書（基本方針書）
- 添付説明書II-2 設備・機器の地震による損傷の防止に関する説明書（基本方針書）
- 添付説明書III 津波による損傷の防止に関する説明書（基本方針書）
- 添付説明書IV 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止に関する説明書（基本方針書）
- 添付説明書V 外部からの衝撃(積雪及び落下火砕物)による損傷の防止に関する説明書  
(基本方針書)
- 添付説明書VI 外部からの衝撃(外部火災・爆発等)による損傷の防止に関する説明書  
(基本方針書)
- 添付説明書VII 閉じ込め機能に関する説明書（基本方針書）
- 添付説明書VIII-1 建物・構築物の火災等による損傷の防止に関する説明書（基本方針書）
- 添付説明書VIII-2 設備・機器の火災等による損傷の防止に関する説明書（基本方針書）
- 添付説明書IX 溢水による損傷の防止に関する説明書（基本方針書）
- 添付説明書X 設備のインターロックに関する説明書（基本方針書）
- 添付説明書XI 放射線による被ばく防止に関する説明書（基本方針書）





添3表2 設計番号に対する設計仕様

技術基準規則		項目	設計番号	設計仕様
第四条	第1項	單一ユニット	4.1-設1 (核的制限値)	水の浸入を仮定した最適減衰条件に上る核的制限値を設定する。
	第2項	複数ユニット	4.2-建1 (臨界距離) 4.2-設1 (立体角法)	臨界安全管理上の制限を施設的に隔離し、各領域間に中性子相互干渉がないようにする。 立体角法により評価した際的に安全な配置とする。
第五条	第1項	臨界警報値(濃縮度5%以上)	4.2-設2 (臨界計算) 4.2-設3 (中性子相互干渉防止)	臨界計算により評価した際的に安全な配置とする。
	第3項	地盤	4.2-設4 (核的に安全な配置)	固定が困難な施設・機器に対し、中性子吸收材を設け、中性子相互干渉がないようにする。 核的に安全な配置に固定する。
第六条	第1項	耐震	5.1-建1 (地盤) 6.1-建1 (耐震) 6.1-建2 (上位波及)	自重及び通常時に作用する荷重に加え、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分に支持することができる地盤に設けることとする。 施設の重複度を十分に有する施設を十分に支撐することができる地盤に設置された基礎に固定する。 上位の分類に属するものは、下位の分類に属するものに被災によって波及的破損が生じないようとする。 上位の分類の建築物・構築物と構造的に一体に設計することが必要な場合には、上位分類の設計法によるものとする。
	第2項	耐震重要度分類	6.1-設1 (耐震) 6.1-設2 (上位波及)	施設の重複度に応じた耐震重要度分類を行い、耐震重要度分類に応じた地盤力に耐える。 上位の分類に属するものは、下位の分類に属するものの被災によって波及的破損が生じないようにする。 上位の分類の建築物・構築物と構造的に一体に設計することが必要な場合には、上位分類の設計法によるものとする。
第七条	第1項	津波	7.1-建1 (津波) 7.1-設1 (津波)	設計評価用津波による荷重を上回る強度を有するとともに、設計評価用津波により浸水しない設計又は浸水しても核燃料物質等が流出しない措置をとる。 設計評価用津波により破損しない設計又は破損し漂流しても後燃料物質を収納する建物に影響を及ぼさない設計とする。
	第2項	耐震重要度分類	7.1-建2 (降水量) 7.1-設2 (降水量)	敷地周辺で想定される極値に対して建物の安全機能を損なわない。 屋根排水及び防水性のある外壁仕上げを施すとともに、雨水が浸水しない。
第八条	第1項	自然災害	8.1-建1 (極低温) 8.1-建2 (降水量) 8.1-建3 (積雪) 8.1-建4 (火山活動) 8.1-建6 (洪水)	建築物の屋根は横突貫山の建築基準法施行規則にて定められる30cmの積雪に耐える。 建築物の屋根は、屋下火候物の厚さ10cm分の重量に耐えるとともに、積雪との重畳に耐える実耐力を有する。 平野川の溢水、破堤に対する主要な施設が浸水しない。 設計評価用童卷(藤田スケールD1、最大風速49m/s)による童卷荷重を上回る強度を有するとともに、設計評価用童卷に伴う飛来物により貫通損傷が生じない。
	第2項	人為事象	8.1-建7 (竪卷) 8.1-建8 (森林火災) 8.1-建9 (落雷) 8.1-設1 (極低温) 8.1-設2 (童卷) 8.1-設3 (童卷)	最も敷地に近い森林に対し、住宅地及び幅20m道路を挟み、200m以上の離隔があり、森林火災の影響を受けない。 建築基準法及び消防法等に基づき必要な場合には避雷針を設置し、落雷の発生による影響を受けない。 極低温による荷重のおそれがある配管は、断熱材付きとする。 F1童卷による荷重によつても倒壊しない。 費地境界付近に童卷防護フェンス等を設置する。
第九条	第1項	航空機落下	8.2-處1 (外部火災) 8.2-處2 (交通事故)	加工施設の建物は、耐火構造・消火設備とする。また、火災源に対する離隔距離か危険距離以上及び爆発源に効果する離隔距離が危険距離以上となることを基本とする。 加工施設周辺の主要な道路及び線路に対し、十分な離隔距離や鉄筋コンクリート壁等により交通事故による影響を受けない。
	第2項	不法侵入、不正アクセス	8.2-設1 (外部火災) 8.2-設2 (電磁的障害)	水素タンクに代わり水素發生装置を導入する。 機能維持が必要な制御回路及び常時測定している放射線管理施設において、ラインフィルタ、絶縁回路の設置や鋼製管体の適用により電離度の侵入等を防止する。

添3表2 設計番号に対する設計仕様

技術基準規則			設計番号	項目	設計仕様
第十条	第1項	閉じ込め、落下防止	10.1-建1 (管理区域)	管埋設区画を第1種管埋設区画と第2種管埋設区画に区分する。	
			10.1-建2 (負圧維持)	第1種管埋設区画の事を有する建物は漏えいの少ない構造とする。	
			10.1-建3 (排、排水漏)	液体状物質を貯蔵又は容器内に閉じ込める。	
			10.1-建4 (密閉構造)	液体状物質を貯蔵又は容器内の隙間を防護する。	
			10.1-建5 (落下防止)	落下の恐れのある箇所については、搬送物の落下を防止する。	
			10.1-建6 (漏えい防止)	ウラン粉未を含む液体が施設外へ漏えいするのを防止する。	
			10.1-建7 (漏えい検知)	ウラン粉未を含む気体及び液体を取り扱う設備に漏えいを検知する。	
			10.1-建8 (開口部風速)	液体廃棄設備の開口部の風速を維持する。	
			10.1-建9 (負圧維持)	管埋設区画の室内は、気体を全施設により室内の圧力を外気に対して貯留する。	
			10.1-建10 (意流防止)	気体又は液体で取り扱う機器は、並流によってウラン粉未が伝播しない構造とする。	
			10.1-建11 (排水路)	排水水を排出する排水路上に第1種管埋設区画内に保管場所を設ける。	
			10.1-建12 (固体废弃物の封入)	固体废弃物は金属容器等に封入した状態で建物の管理区域内に保管場所を設置する。	
第十一條	第1項	消防及び警報設備	11.1-建1 (消防設備)	消防法に基づき、消防設備（スプリンクラ及び消火器を含む）を設置する。	
			11.1-建2 (火災検知)	消防法に基づき、自動火災報知設備を設置し、火災を検知した場合に警報を発する。	
			11.1-建3 (自動消火設備)	火災に対するリスクが比較的大きな設備には、遠隔起動の自動消火設備を設置する。	
第2項	第3項	不燃性及び難燃性（容積）	11.3-建1 (耐火建築物)	建築・構築物は建築基準法に基づき、耐火構造、準耐火構造とし、本体の主要な構造材は不燃性材料を用い、	
			11.3-建2 (防火区画)	建物は建築基準法に準じて防火区画を設定し、十分な耐火性能を備えた壁、床、及び防火戸等の防火設備を設ける。	
			11.3-建3 (貫通部処理)	防火区画境界には貫通部等を通過する貫通部には耐火シール等を施工する。	
			11.3-建4 (不燃、難燃構造)	設備・機器の主要な構造材は不燃性材料又は難燃性材料を用い、必要に応じ適切な防護措置を講じる。	
			11.3-建5 (火災防護)	難燃性ケーブルの設置及び金属管による保護等により火災防護対策を実施する。	
			11.3-建6 (油類漏えい防止)	可燃性の物質の漏えいを防止する対策を設ける。	
			11.3-建7 (油類漏れ)	可燃性の物質（油類等）を使用する設備・機器は、可燃性の物質の漏えいを防止する。	
			11.3-建8 (接地)	油類漏れは高圧に接地する。	
			11.4-建1 (接地)	水素を取扱う室の天井は間仕切壁、天井裏を設けない構造とするなど水素の滞留を防止する対策をする。	
			11.4-建2 (水素帶留防止)	燃結炉を設置する室の天井は間仕切壁、天井裏を設けない構造とする。	
			11.4-建3 (水素漏えい防止)	燃結炉等を設置する室には水素の漏えいを検知する機械を設ける。	
第4項	水素設備接地		11.4-建4 (接地)	燃結炉等の漏れを防止する。	
第5項	水素漏留防止		11.4-建5 (水素漏留防止)	水素を用いる燃結炉等の爆発を防止する。	
第6項	熱的制限		11.4-建6 (熱的制限)	水素ガスを用いる燃結炉等の漏れを防止する。	
第7項	燃着防止		11.4-建7 (燃着防止)	水素防護対象を設置する区画を溢水防護区画として設定する。	
第十二条	第1項	溢水	12.1-建1 (溢水抑制)	溢水による水位や溢水量を抑制する。	
			12.1-建2 (溢水抑制)	施工設置における溢水の発生により、没水しない構造とする。	
			12.1-建3 (溢山防止)	溢水の过大、外部への漏えいを防止する。また、外部から室内への溢水の流入を防止する。	
			12.1-建4 (液水)	液水を原因とする水の浸入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を設置し溢水による電気火災の発生を防止する。	
			12.1-建5 (蒸気対策)	蒸気漏えいに対する水の浸入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を設置する。	
			13.1-建1 (誘導灯)	安全避難通路の位置を明確かつ恒久的に表示する誘導灯を設ける。	
			13.1-建2 (非常用照明)	建物内には非常用照明を設ける。	
第十四条	第1項	環境条件	14.1-建1 (環境条件)	設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に予想される環境条件に耐えられるものとする。	
			14.1-建2 (環境条件)	設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に予想される環境条件に耐えられるものとする。	
			14.2-建1 (検査試験)	安全機能を確認するための保守又は修理ができるよう設計する。	
			14.2-建2 (検査試験)	安全機能を確認するための検査及び健全に維持するための保守又は修理ができるよう設計する。	
			14.3-建1 (内部作来物：燃結炉)	可燃性ガスを用いる燃結炉は、爆発を発生させない対策を講じる。また、万一爆発が発生しても、圧力逃し弁により減圧される設計とする。	
	第4項	共用施設	14.3-建2 (内部作来物：クレーン)	天井クレーンは落下方止構造を設置し、地震時ににおける落下を防止する。	
			14.4-建1 (共同施設)	使用施設と共に用する非常用電源設備及び非常用能力を有する。	

添3表2 設計番号に対する設計仕様

技術基準規則	項目	設計番号	設計仕様
第十五条 第1項 強度及び耐食性			
第2項 耐圧試験、漏えい試験			
第十六条 第1項 搬送設備	16.1-設1 (搬送能力)		通常搬送する必要がある核燃料物質を輸送する能力を有する。
第十七条 第1項 貯蔵（防塵熱）	16.1-設2 (停電時保持)		停電時保持機構を設けて後燃料物質を安全に保持する。
第十八条 第1項 警報	18.1-設1 (警報)		設備の機能の喪失、誤操作等、放射性物質の濃度上昇及び液体の放射性廃棄物の廃棄施設からの漏えいが発生した時にこれらを検知して警報する。
第十九条 第1項 放射線管理施設	18.2-設1 (インダーロック)		設備の機能の喪失、誤操作等、閉じ込めの維持、熱的・化学的・核的制限値の維持、火災若しくは爆発の防止のための作動を速やかに自動的に開始させる回路を設ける。
第二十条 第1項 廃棄施設	19.1-設1 (放射線管理施設)		排気、排水等、周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度及び表面密度を測定する放射線管理施設を設ける。
	20.1-設1 (気体廢棄設備)		周辺監視区域外の水中的放射性生物質濃度を濃度限度以下にする廢棄能力を有する。
	20.1-設2 (液体廢棄設備)		周辺監視区域外の水中的放射性生物質濃度を濃度限度以下にする廢棄能力を有する。
	20.1-設3 (廃油処理設備)		第1種管理区城内で生じた廃油を保管廃棄し、撹拌処理する能力を有する。
	20.1-設4 (固体廢棄設備)		液体燃料物質で汚染されたものを適切に処理し、有効活用する能力を有する。
	20.1-設5 (廃棄物の区分)		放射性廃棄物以外の廃棄物を収集する設備と区別して設置する。
	20.1-設6 (排出口以外からの掩蔽)		液体及び液体状の放射性廃棄物を掩蔽する設備は、排气口又は排水口以外から排出しない構造である。
第二十一条 第1項 汚染防止	21.1-建1 (平滑塗装)		第1種管理区城で人が触れるおそれのある床、壁は、除染を容易に行えるように平滑にし、樹脂系の塗装等で仕上げる。
	21.1-設1 (平滑塗装)		第1種管理区城で設備を撤去した後の床は、除染を行えるように平滑にし、樹脂系の塗装等で仕上げる。
第二十二条 第1項 直接裸、スカイシャイン線	22.1-建1 (遮蔽壁等)		周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間1mSvより低減できる建物の壁及び屋根の厚さ等とする。
	22.1-設1 (遮蔽用鉄板等)		周辺監視区域境界における線量をより低減するよう遮蔽用鉄板等を設置する。
第二十三条 第2項 遮蔽設備	22.2-建1 (壁、天井等)		壁天井等により工場内における障害を防止する。
	22.2-設1 (壁、天井等)		工場内における火部放熱器による障害を防止するため遮蔽用鉄板等を設置する。
第二十四条 第1項 換気設備	23.1-設1 (換気能力)		換気装置等を設置するため必要な換気能力を有する等の常常用ガススタービン発電機を備え、必要な施設に接続する。
第二十五条 第1項 非常用充電設備	24.1-設1 (非常用電源)		外部電源系統の機能喪失に対しても非常用電源設備として非常用電源設備を備え、必要な施設に接続する。
	24.2-設1 無停電電源装置		外部電源系統の機能喪失に対しても非常用電源設備として非常用電源装置を備え、必要な施設に接続するか又は内蔵バッテリを備える。
その他の事業許可で求める仕様	25.1-設1 (所内通絡)		事業所内での連絡のため、警報装置及び多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。
	25.2-設1 (所外通絡)		加工施設内に外部への通信連絡設備を備える。
	99-建1 (地震：より高い水準)		静的水平震力4Ciで保有水平耐力が確保される。
	99-建2 (注吸：より高い水準)		設計評価用津波に5mを加えた規模の津波波力を上回る強度を有する。
	99-建3 (竜巻：より高い水淮)		F3竜巻の竜巻荷重を上回る強度を有すると共に、F3竜巻に伴う飛来物ににより貫通損傷が生じない。
	99-建4 (竜巻：より高い水淮)		第2加工棟の屋上に、竜巻防護ネット等を設置することにより、屋上の貫通損傷を防止する。
	99-設1 (地震：より高い水淮)		5Ciの地震力と設備に同時に作用している荷重の組合せに対して弾性範囲内にあること。
	99-設2 (竜巻：より高い水淮)		F3竜巻にて扉の開放阻止を講じる。
	99-設3 (第2加工棟集約)		第1加工棟の化学処理施設、成形施設、被覆施設及び組立施設を第2加工棟に集約する。
	99-設4 (雨水回収施設等)		第2加工棟の化学処理施設を雨水回収施設のみとし、温式回収施設を撤去する。
	99-設5 (設備搬去)		不要となった施設を撤去する。
	99-設6 (排気系統)		第1加工棟の気体廃棄施設の排気系統及び処理能力を変更する。
	99-設7 (廢油保管場)		第1加工棟に廢油保管場を新設する。
	99-設8 (廢棄物貯蔵場)		廃棄物貯蔵場を一部拡張及び新設し、保管能力を変更する。
	99-設9 (伝送多様性)		モニタリングゴーストの伝送系は有線及び無線の2系統を有する。
	99-設10 (防災本部)		防災本部を第2加工棟に設置する。

## (核燃料物質の臨界防止)

第四条 安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位（次項において「单一ユニット」という。）において、通常時に予想される機械若しくは器具の单一の故障若しくはその誤作動又は運転員の单一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

## (適合性の説明)

## (1) 基本的考え方

安全機能を有する施設は、以下の基本的考え方従い、通常時及び設計基準事故時に想定される機器等の破損故障、誤動作又は運転員の誤操作においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがない設計とする。

- 1) 加工施設で取り扱う核燃料物質は、濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン及び劣化ウランであり、このうち濃縮ウランを取り扱う設備・機器について臨界管理を行う。
- 2) 核燃料物質の取扱い上の一つの単位を单一ユニットとし、これに、核的制限値を設定することにより臨界を防止する。
- 3) 単一ユニットの設備・機器のうち、形状寸法を制限し得るものについては、その形状寸法について適切な核的制限値を設け、これが困難な場合にあっては、ウランの質量に適切な核的制限値を設ける。
- 4) 二つ以上の单一ユニットが存在する場合については、ユニット相互間における間隔を維持すること等により臨界を防止する。
- 5) 核的制限値の維持・管理については、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないように設計する。

(許可No. 2-1)

本加工施設で取り扱う核燃料物質の内、濃縮度5%以下の濃縮ウランを臨界管理の対象として、通常時及び設計基準事故時に想定される機器等の破損故障、誤動作又は運転員の誤操作においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがない設計とする。このため、核燃料物質の取扱い上の一つの単位を单一ユニットとして核的制限値を設定し、形状寸法を制限し得るものについてはその形状寸法について、また、これが困難な場合にあっては、ウランの質量に適切な核的制限値を設ける。二つ以上の单一ユニットが存在する場合については、ユニット相互間における間隔を維持すること等により臨界を防止し、核的制限値の維持・管理については、最小臨界質量の1/2未満のバッチ限度量や最適減速条件を設定することにより独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないように設計する。

(2) 単一ユニットの臨界安全

1. 単一ユニットの設定

単一ユニットの設定については、原則として、ウランを収納する容器等（粉末輸送容器、粉末輸送容器の内容器、粉末缶、ペレット缶、ペレットトレイ、燃料棒トレイ、燃料集合体、集合体輸送容器、集合体輸送容器の内容器）を単一ユニットとし、複数の容器を密に配置する設備又は貯蔵場については、当該の設備又は貯蔵場を単一ユニットとする。また、設備にて、容器等からウランを取り出す場合、その設備全体又はウランが存在する領域を単一ユニットとする。

(許可 No. 2-2)

○汎用フード、粉末缶用台車、粉末移し替えフード、(附) コンベヤ、ウラン貯蔵容器、(附) ウラン収納専用缶、搬送コンベヤ ( [ ] , D搬送路) 、リフタ ( [ ] , D搬送路) 、容器貯蔵コンベヤ、(附) トランバーサ、クレーン

【4.1-設1 (核的制限値)】

今回申請する設備・機器については、次のとおり単一ユニットを設定している。

- 汎用フード、粉末缶用台車では、それぞれに1つの単一ユニットを設定する。
- 粉末移し替えフードでは、ウランを収納する容器等を複数の部位により取り扱うため、各部位毎に単一ユニットを設定し、(附) コンベヤでは、それ自体を単一ユニットとする。
- ウラン貯蔵容器では、(附) ウラン収納専用缶を収納したウラン貯蔵容器が一定の配列で集合した状態を単一ユニットに設定する。
- 搬送コンベヤ、リフタ、容器貯蔵コンベヤ、(附) トランバーサでは、ウラン貯蔵容器を取り扱うため、取り扱うウラン貯蔵容器を単一ユニットとする。
- クレーンでは、ウラン貯蔵容器及び輸送容器を取り扱うため、取り扱うウラン貯蔵容器及び輸送容器を単一ユニットとする。

具体的な単一ユニットの設定を添付説明書I (核燃料物質の臨界防止に関する説明書) の表2に示す。

## 2. 単一ユニットの核的制限値の考え方

单一ユニットに設定する核的制限値の考え方は、次のとおりとする。

- 1) 単一ユニットとしての設備・機器のうち、ウランの形状寸法を制限し得るものについては、その形状寸法について適切な核的制限値を設ける。この場合、溶液状のウランを取り扱う設備・機器については、全ての濃度において臨界安全を維持できる形状とする。

(許可 No. 2-3)

○粉末移し替えフード、(附) コンベヤ、粉末缶用台車、ウラン貯蔵容器、(附) ウラン収納専用缶、クレーン、搬送コンベヤ( [ ] , D搬送路)、リフタ( [ ] , D搬送路)、容器貯蔵コンベヤ、(附) トラバーサ

### 【4. 1-設 1 (核的制限値)】

今回申請する設備・機器の内、形状寸法に核的制限値を設定するものは次のとおりである。

- 粉末移し替えフードの粉末輸送容器の内容器を取り扱う部位では、粉末輸送容器の内容器の寸法に核的制限値を設定する。
- 粉末移し替えフード(蓋取付部)、(附) コンベヤ及び粉末缶用台車では、粉末缶・ペレット缶の寸法に核的制限値を設定する。
- ウラン貯蔵容器及び(附) ウラン収納専用缶では、ウラン貯蔵容器の寸法に核的制限値を設定する。
- クレーン、搬送コンベヤ、リフタ、容器貯蔵コンベヤ及び(附) トラバーサでは、ウラン貯蔵容器を取り扱うため、ウラン貯蔵容器の寸法に核的制限値を設定する。

なお、輸送容器については、事業所外運搬規則の設計承認に基づいた形状寸法となっている。

2) 上記 1)の形状寸法管理が困難な設備・機器については、取り扱うウラン自体の質量又は溶液中の濃度等について適切な核的制限値を設ける。この場合、誤操作等を考慮してもウランが上記の制限値を超えないよう、信頼性の高いインターロックや従事者と監視システム又は複数の従事者による確認により、質量制限値以下であることが確認されなければ次の工程に進めないようにする等の措置を講じる。ここで、形状寸法管理が困難な設備・機器には、形状を特定しない状態でウランを取り扱うフード等の設備・機器が該当する。

ト その他加工設備の附属施設の構造及び設備

(ロ) 核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類

監視システム（附属：秤）

(許可 No. 2-4)

4) 核的制限値の維持・管理については、核的制限値として形状寸法を設定する設備・機器については、設備の供用前に実施する検査により核的制限値が適切に設定されていることを確認し、供用開始後は、巡視・点検による異常の有無の確認により維持・管理する。また、含水率の制限を適用する設備・機器については、ウラン粉末の受入時に含水率を確認し、ウラン粉末を収納する容器で密閉することにより行う。

(許可 No. 2-5)

P C を使用した監視システムに重量を入力して異常がないことを確認することにより、管理値の超過を確実に防止している。（後半部分省略）

(許可 No. 15-4)

許可 No. 2-4 及び許可 No. 2-5 のうち、下線部については保安規定に基づき管理する。

○汎用フード、粉末缶用台車、粉末移し替えフード、（附）コンベヤ、ウラン貯蔵容器、（附）ウラン収納専用缶

#### 【4. 1-設 1（核的制限値）】

今回申請する設備・機器の内、ウランの質量に核的制限値を設定するものは次のとおりである。

- 汎用フード、粉末移し替えフードの円筒容器取扱部及び開櫃部では、取り扱うウランの質量に核的制限値を設定する。
- 粉末缶用台車、粉末移し替えフードの蓋取付部及び（附）コンベヤでは、取り扱う缶におけるウランの質量に核的制限値を設定する。
- ウラン貯蔵容器では（附）ウラン収納専用缶に収納するウランの質量に核的制限値を設定する。
- ウラン貯蔵容器、（附）ウラン収納専用缶の密閉性を担保するため、それぞれウラン貯蔵容器の内側ドラム缶蓋及びウラン収納専用缶蓋にパッキンを設置する。

ここで、核的制限値に設定したウランの質量の確認は、次のとおり実施する。

汎用フード、粉末移し替えフードの円筒容器取扱部、開櫃部、蓋取付部では、放射線業務従事者と監視システムによりウランの質量の確認を実施し、保安規定に基づいた管理を行う。なお、監視システムは次回以降の設工認にて申請する。

粉末缶用台車、粉末移し替えフードの（附）コンベヤ、ウラン貯蔵容器では、前工程にて、ウラン質量が確認された粉末缶・ペレット缶のみを取り扱い、保安規定に基づいた管理を行う。

5) ウランを不連続的に取り扱う(バッチ処理)施設においては、ウランを次の工程に移動させようとしても、核的制限値等を満足する状態にならなければ、移動することができない措置を講じ、・・・  
(以下省略)

(許可 No. 2-29)

(前半部分省略) 設備の一部から他の部位（それぞれが単一ユニットとして管理）に、核燃料物質を連続的またはバッチで投入する場合には、投入先の部位の質量制限値を超えないためのインターロックを設けている。

(許可 No. 15-4)

今回申請する設備・機器の内、粉末移し替えフード、(附)コンベヤに設置する臨界のインターロックに係る要求事項の説明は、第十八条（警報設備等）の項に記載する。

### 3. 核的制限値の設定

1) 核的制限値を設定するに当たっては、取り扱うウランの化学的組成、密度、幾何学的形状及び減速条件等の性状、並びに中性子吸収材等を考慮し、最も厳しい結果を与えるよう、中性子の減速、吸収及び反射の各条件を仮定し、かつ、測定又は計算による誤差、誤操作等を考慮して十分な裕度を見込む。

(許可 No. 2-7)

2) 核的制限値を定めるに当たって、参考とする手引書、文献等は、公表された信頼度の十分高いものであり、また、使用する臨界計算コード等は、実験値等との対比がなされ、信頼度の十分高いことが立証されたものとする。

(許可 No. 2-8)

(a) 質量、直徑、厚み及び体積についての核的制限値は、取り扱われるウランの化学的組成、濃縮度及び均質・非均質を考慮し、最適減速条件かつ水全反射条件において、信頼度の高い文献から引用した値又は検証された信頼度の高い臨界計算コードにより求めた値とする。

- ・表 化学処理施設の単一ユニットの核的制限値
- ・表(I)-1  $\text{UO}_2$  粉末及びペレットのバッチ限度量
- ・表(I)-2 幾何学的制限値（円筒直徑制限値、スラブ厚さ制限値及び体積制限値）
- ・表 成形施設の単一ユニットの核的制限値
- ・表 被覆施設の単一ユニットの核的制限値
- ・表(II)-1 非均質系スラブ厚さ制限値
- ・表 組立施設の単一ユニットの核的制限値
- ・表(III)-1 燃料棒のバッチ限度量
- ・表 貯蔵施設の単一ユニットの核的制限値

(許可 No. 2-9)

3) 上記 2) (a) の核的制限値については、下記の安全係数を適用する。

(a) 質量制限値（以下「バッチ限度量」という。）は、最小臨界質量に 0.45 を乗じ、運転員の誤操作によって、正しい操作の 2 回分のウランを設備又は容器に投入したとしても、最小臨界質量に達しない値とする。

(b) 円筒直徑制限値は、無限円筒の最小臨界直徑に 0.93 を乗じる。

(c) スラブ厚さ制限値は、無限平板の最小臨界厚さに 0.88 を乗じる。

(d) 体積制限値は、最小臨界体積に 0.76 を乗じる。

(許可 No. 2-12)

○汎用フード、粉末缶用台車、粉末移し替えフード（移載部の円筒容器取扱部、開梱部、蓋取付部）及び（附）コンベヤ

#### 【4.1-設1（核的制限値）】

- 汎用フード、粉末缶用台車、粉末移し替えフード（移載部の円筒容器取扱部、開梱部、蓋取付部）及び（附）コンベヤには、核的制限値として下表に示す質量制限値を設定する。

表 ウラン粉末及びペレットの質量制限値（パッチ限度量）

濃 縮 度 ( $^{235}\text{U}\%$ )	パッチ限度量 (kg- $\text{UO}_2$ )	
	粉 末	ペレット
3.0 %以下	44.5	38.1
3.0 %を超える3.6 %以下	31.1	28.5
3.6 %を超える4.0 %以下	25.7	24.7
4.0 %を超える4.6 %以下	20.2	20.0
4.6 %を超える5.0 %以下	18.1	18.1

本質量制限値は、運転員の誤操作によって正しい操作の2回分のウランを設備又は容器に投入したとしても最小臨界質量に達しないよう、信頼度の高い文献<sup>1)</sup>から引用した値（最小臨界質量）に0.45<sup>2)</sup>を乗じた値とする。

これに加え、粉末缶用台車、粉末移し替えフードの蓋取付部及び（附）コンベヤについては、さらに保守性を高めるため、質量管理に加え、ウランを収納する缶の寸法を制限するため、下表を核的制限値とする。

表 缶の寸法制限値（内のり）

種 類	缶の寸法制限値(cm)	
	直 径	高 さ
粉末缶	30	35
ペレット缶	22	30

- 粉末移し替えフードの移載部において粉末輸送容器の内容器を取り扱う部分では、粉末輸送容器の内容器の内径に、濃縮度 5.0%均質系 ( $\text{UO}_2\text{-H}_2\text{O}$  混合系) の円筒直径制限値 (24.5cm) を核的制限値として設定する。  
本円筒直径制限値は、信頼度の高い文献<sup>3)</sup>から引用した値（無限円筒の最小臨界直径）に、安全係数 0.93<sup>4)</sup>を乗じた値とする。

- 1) H. C. Paxton, et al., "Critical Dimensions of Systems Containing U235, Pu239 and U233" , TID-7028, Los Alamos Scientific Laboratory and Oak Ridge National Laboratory , 1964
- 2) W. Thomas, et al, "Handbuch zur Kritikalitat" , Technische Universitat Munchen, 1970
- 3) J. H. Chalmers, et al., "Handbook of Criticality Data" , AHSB(S) Handbook-1 (1st Revision), United Kingdom Atomic Energy Authority, 1965
- 4) "Nuclear Safety Guide" , TID-7016 Rev. 1, Goodyear Atomic Corporation, 1961